

阪南市下水道事業経営戦略

（令和7年度～令和16年度）

（2025年度～2034年度）

令和7（2025）年3月

阪南市 都市整備部 下水道課

目 次

1.経営戦略の趣旨

1-1 経営戦略の目的.....	1
1-2 計画期間.....	1

2.下水道事業の現状

2-1 下水道事業の概要.....	2
2-2 使用料.....	3
2-3 組織体制.....	4
2-4 民間活力の活用等.....	5
2-5 財政状況.....	6
2-6 下水道事業の経営指標.....	8
2-7 他自治体比較.....	9

3.将来の事業環境

3-1 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率.....	12
3-2 有収水量・使用料収入.....	13
3-3 施設.....	14
3-4 組織.....	15

4.経営の基本方針

4-1 基本理念.....	16
4-2 基本方針.....	16

5.投資・財政計画と今後の方向性

5-1 投資計画と財政計画.....	18
5-2 使用料単価・汚水処理原価.....	28
5-3 収支計画.....	29

6.下水道事業の課題

6-1 経費の削減	33
6-2 財源の確保	33
6-3 繰入金の削減	33
6-4 人員及び技術力の確保	33

7.財政健全化に向けた取組

7-1 今後の投資についての取組.....	34
7-2 今後の財源についての取組.....	35
7-3 投資以外の経費についての取組.....	36
7-4 下水道使用料の原価計算表.....	38
7-5 下水道使用料の見直し（試算）	40

8.計画の事後検証

8-1 経営戦略の事後検証	42
8-2 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	43

用語集

用語集.....	45
----------	----

文中及び図表中において※がついている用語は、巻末の用語集で解説を設けています。

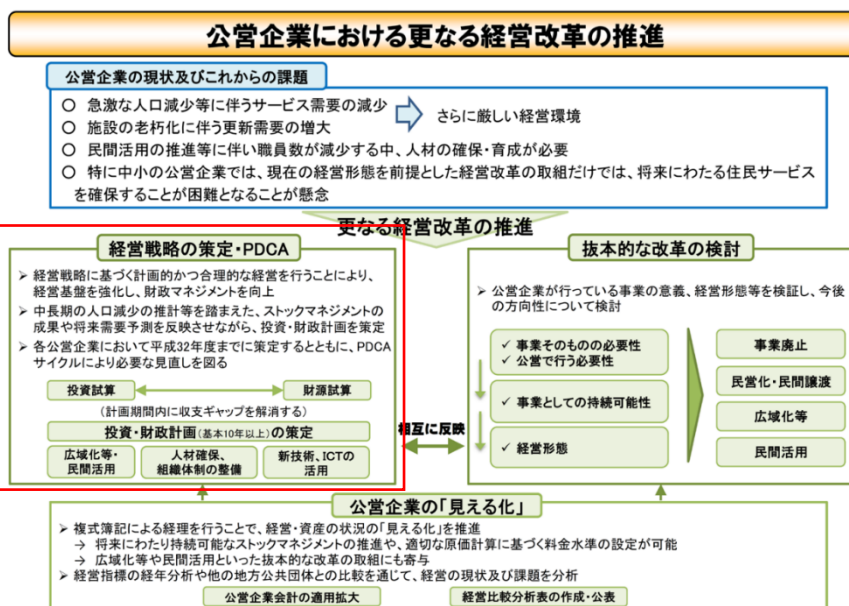
1. 経営戦略の趣旨

1-1. 経営戦略の目的

下水道は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインの一つです。阪南市（以下、『本市』という。）の公共下水道事業※は、生活環境の改善及びトイレの水洗化※、公共用水域※の水質保全を目的に整備を進めてきました。

本市では、効率的な事業運営を実施するため、平成30年度に地方公営企業法を適用し会計方法を官庁会計※から公営企業会計※へ移行しました。しかし、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等に伴う使用料収入の減少に加え、異常気象の頻発など、公共下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。事業継続のためには、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で、計画的に運営していくことが求められます。

本市においても、将来にわたって事業を継続させるため、現況の把握、将来見通し、課題の抽出とそれに対する取組みなどを取りまとめた「経営戦略※」を策定し、これに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現することを目的とします。



出展：総務省ホームページ

1-2. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とし、今後の見通しは、令和36（2054）年度までの30年間の予測を行います。

2. 下水道事業の現状

2-1. 下水道事業の概要

1) 沿革及び概要

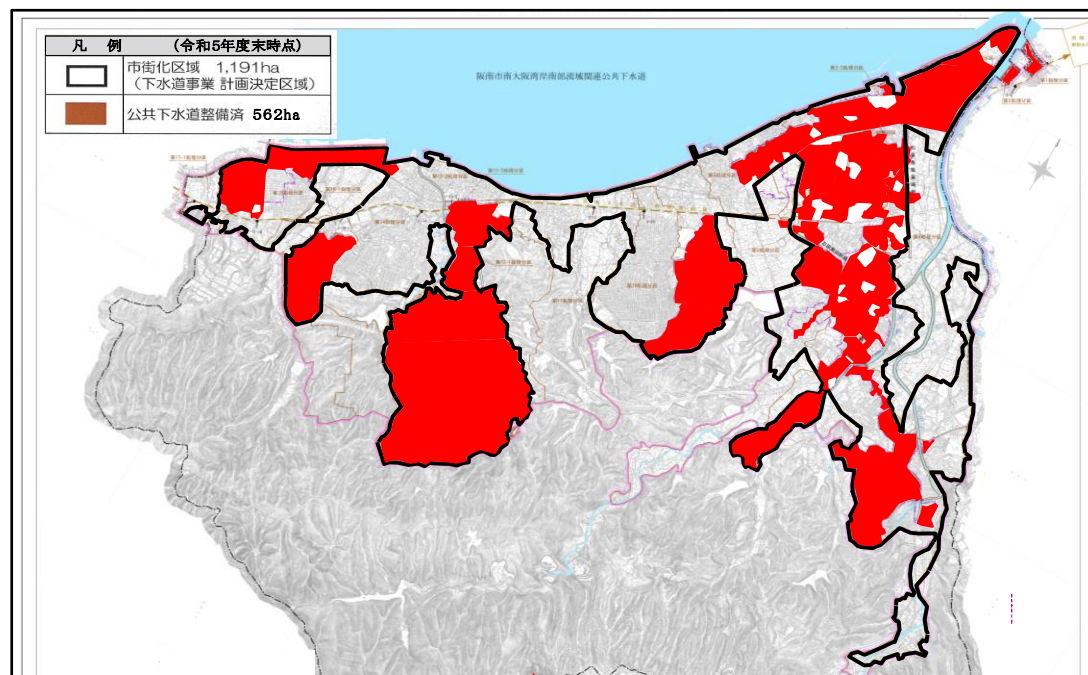
本市の公共下水道は、昭和63年3月に都市計画決定を行い、同年8月に都市計画法事業認可を受け、平成元年度に公共下水道工事に着手しました。その後、平成3年9月には流域下水道※に参画、平成5年7月に供用開始を行い、以降も順次整備を図ってきました。その結果、令和5年度末時点での公共下水道整備済区域の面積は562haとなっています。

また、経営の健全化等を図るため、平成30年度に地方公営企業法を適用、令和2年度に経営戦略を策定しました。

下水道事業の概要（令和5年度末時点）

供用開始年度	平成5年度	地方公営企業法の適用区分	一部（財務規定等）適用（平成30年4月1日）
処理区域内人口密度	49.7人/ha （現在処理区域内人口 27,847人 ÷ 現在処理区域面積 560.48ha）		
流域下水道等への接続の有無	あり （南大阪湾岸南部流域下水道）		
処理区数	1処理区	処理場数	なし （南大阪湾岸流域関連公共下水道）
広域化・共同化・最適化実施状況	広域化・共同化については、平成30年度より大阪府と府内市町村で検討し、令和4年1月に大阪府が策定した広域化・共同化に関する計画に基づき、大阪府や近隣市町と検討を継続しています。また、地域インフラ群再生戦略マネジメントのモデル地域として泉州地域の関係市町と共同発注等が可能な事務事業等について協議・検討しています。最適化については、令和3年度に公共下水道事業の都市計画認可区域の縮小（市街化区域の一部を削除等）を行いました。		
行政人口	50,446人	水洗化率	86.4%
処理区域内人口	27,847人	污水管きょ	117 km
下水道普及率	55.2%	雨水管きょ	29 km
水洗化人口	24,049人	年間有収水量	2,323,440m ³

公共下水道の整備状況（令和5年度末時点）



2-2. 使用料

1) 現行の使用料

下水道事業において、使用料は『一般汚水』と『公衆浴場用』の項目のみで、『業務用』、『その他』といった使用料体系の設定は特に設けておりません。使用料は原則上水道の使用水量に基づいて計算し、毎月水道料金と一緒に請求をしております。

なお、令和元年10月に料金の改定（改定率8.0%）を行っています。

下水道事業における1ヶ月分の使用料（料金体系）は、以下のとおりとなっています。

区分	水量	使用料	
一般汚水	8m ³ まで	基本料金	903 円
	9 ～ 10 m ³	超過料金 1m ³ につき	136 円
	11 ～ 15 m ³		141 円
	16 ～ 20 m ³		147 円
	21 ～ 30 m ³		152 円
	31 ～ 50 m ³		165 円
	51 ～ 100 m ³		206 円
	101 ～ 200 m ³		232 円
	201 ～ 500 m ³		249 円
	501 ～ 1,000 m ³		276 円
	1,001 m ³ 以上		300 円
公衆浴場用	1m ³ につき	24円	

※税抜額

年度	条例上の使用料 *1	実質的な使用料 *2
令和3年度	2,615 円	2,927 円
令和4年度	2,615 円	2,922 円
令和5年度	2,615 円	2,935 円

*1 一般家庭における20m³あたりの使用料（税抜額）

*2 下水道使用料の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたものを記載（税抜額）

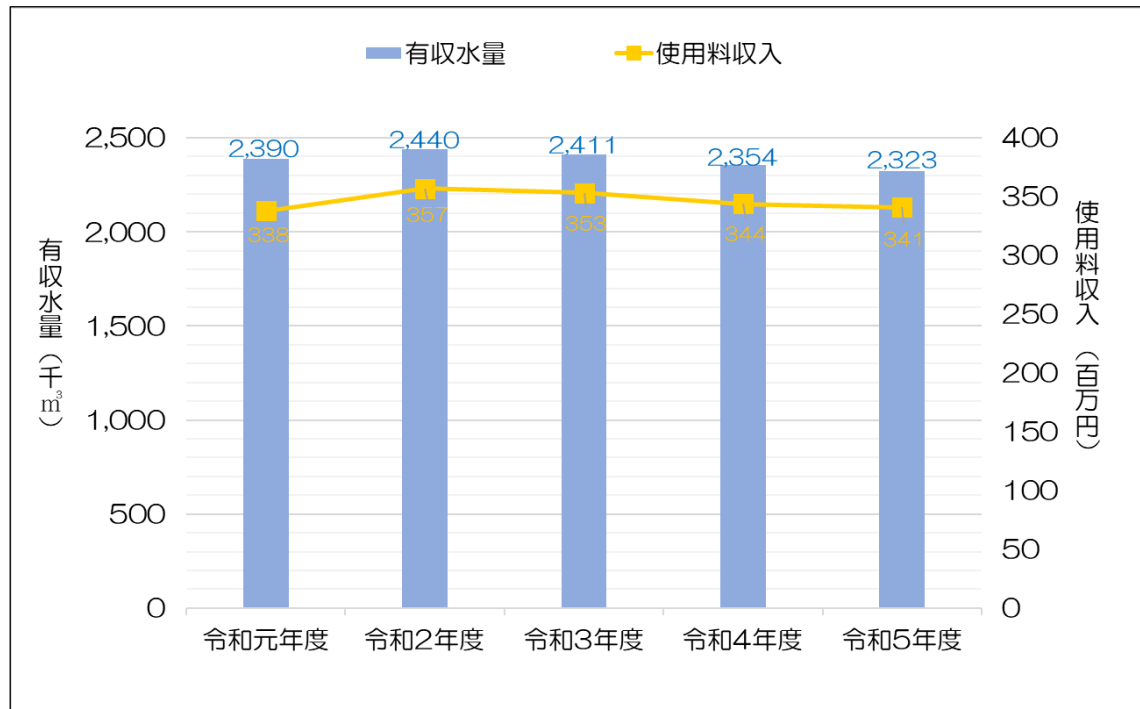
下水道使用料改定の推移（税抜額）

改定年月	使用料単価	改定率	改定年月	使用料単価	改定率
H5年7月	1,350 円/20 m ³	—%	H22年4月	2,245 円/20 m ³	15.0%
H15年4月	1,560 円/20 m ³	16.1%	H26年4月	2,495 円/20 m ³	10.5%
H18年4月	1,910 円/20 m ³	17.0%	R1年10月	2,615 円/20 m ³	8.0%

2) 有収水量及び使用料収入の実績

有収水量*及び使用料収入は、令和2年度をピークに若干の減少傾向で推移しています。

図 有収水量及び使用料収入の実績推移



2-3. 組織体制

令和6年4月1日時点の下水道課の職員数は、8名（課長1名、課長代理1名、主幹1名、総括主査3名、主査2名）となっています。以下、概要です。

※上記のほか、パートタイム会計年度任用職員1名

職員数	令和6年4月1日現在、損益勘定職員5名、資本勘定職員3名の計8名で対応を行っています。将来的にも現行程度の職員数を維持する予定です。しかし、最低限の人員で業務を行っている状況にあるため、民間活力の導入について検討を進めていく必要があります。
事業運営組織	下水道課は総務班と整備班の2班に分かれています。総務班は主に予算や決算に関すること、下水道使用料や受益者負担金の賦課徴収等を行っています。整備班は下水道事業の計画や維持管理等に関すること、工事の設計及び施工に関すること等を行っています。

2-4. 民間活力の活用等

1) 民間活用の状況

ア 民間委託（包括的民間委託を含む）

これまで管路施設の修理待機業務や使用料徴収、メーター検針業務等の他団体への委託を行ってきましたが、今後も委託形態の見直しも含めて民間活用の可能性について検討し、効率的な経営と事業運営の活性化を図ります。

イ 指定管理者制度

ウ PPP・PFI

指定管理者制度及びPPP／PFIについては現状活用していません。現在、国交省が推進している「ウォーターPPP」については、令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が交付要件となっていることから、令和8年度において基礎調査を含む導入可否の検討を予定しています。

2) 資産活用の状況

ア エネルギー活用（下水熱・下水汚泥・発電等）

本市は大阪府の管理する処理場に接続する流域関連公共下水道であり、市で管理する処理場等を有していないため、該当する取組はありません。

イ 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

本市下水道事業には活用可能な遊休資産がなく、該当する取組みはありません。

2-5. 財政状況

令和元年度から令和5年度までの下水道事業の分析を決算統計から集計しました。集計は、経常的な活動の収支を示す収益的収支※、投資及び企業債※の発行及び償還を示した資本的収支※の推移を以下に示します。

営業収益の主である料金収入は令和2年度をピークに減少傾向、営業外収益※の主である他会計繰入金は減少傾向、長期前受金戻入※はほぼ横ばいです。

営業費用は減価償却費※・流域下水道管理運営負担金は増加傾向となっており、その他費用科目については概ね減少傾向となっています。

資本的収入では、建設工事財源の最も大きな地方債は、令和2年度をピークに減少傾向です。国庫補助金※についてはほぼ横ばい、他会計出資金は令和2年度をピークとしていますが令和3年以降微増となっています。

資本的支出における地方債償還は、過去の工事で発行した地方債の償還が進み、減少傾向となっております。

【表】 過去5年分の財政状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収益的収支】 単位：千円					
営業収益①	399,921	413,365	410,154	402,248	392,483
料金収入	338,328	356,990	352,774	343,973	340,973
雨水処理負担金	59,842	56,213	57,310	58,205	51,452
受託工事収益	0	0	0	0	0
その他	1,751	162	70	70	58
営業外収益②	696,367	630,357	633,889	614,864	625,915
他会計繰入金	365,340	302,165	300,131	279,495	289,548
長期前受金戻入	315,869	316,265	317,088	318,271	318,288
その他	15,158	11,927	16,670	17,098	18,079
経常収益①+②	1,096,288	1,043,722	1,044,043	1,017,112	1,018,398
特別利益③	111	51	71	464	51
総収益①+②+③…A	1,096,399	1,043,773	1,044,114	1,017,576	1,018,449
営業費用④	936,244	928,725	945,365	935,436	949,942
職員給与費	50,793	49,536	49,675	42,979	43,812
動力費	0	0	0	0	0
修繕費	6,683	5,347	4,865	3,929	3,575
材料費	43	42	36	4	24
薬品費	0	0	0	0	0
委託料	50,974	43,642	39,622	40,814	29,065
流域下水道管理運営負担金	188,571	192,654	209,129	206,005	228,407
減価償却費	626,051	628,185	630,779	632,698	635,953
資産減耗費	297	0	0	676	0
その他	12,832	9,319	11,259	8,331	9,106
営業外費用⑤	137,492	115,620	98,243	81,999	67,715
支払利息	128,959	111,214	93,790	77,451	64,270
その他	8,533	4,406	4,453	4,548	3,445
経常費用④+⑤	1,073,736	1,044,345	1,043,608	1,017,435	1,017,657
特別損失⑥	1,148	120	49	38	642
総費用④+⑤+⑥…B	1,074,884	1,044,465	1,043,657	1,017,473	1,018,299
収益的収支A－B…C	21,515	△ 692	457	103	150
【資本的収支】 単位：千円					
資本的收入…D	589,108	668,572	509,380	426,843	399,889
地方債	394,200	406,100	322,100	235,700	199,700
国庫補助金	35,033	39,800	22,500	33,400	31,100
府補助金	0	0	0	0	0
他会計出資金	148,840	214,200	154,000	154,200	165,500
他会計補助金	0	0	0	0	0
その他	11,035	8,472	10,780	3,543	3,589
資本的支出…E	934,988	962,659	841,869	773,630	746,543
建設改良費	147,244	156,536	107,404	180,031	198,586
地方債償還	787,744	806,123	734,465	593,599	547,685
その他	0	0	0	0	272
資本的収支D－E…F	△ 345,880	△ 294,087	△ 332,489	△ 346,787	△ 346,654
単位：千円					
収支合算C±F	△ 324,365	△ 294,779	△ 332,032	△ 346,684	△ 346,504
【地方債元金残高】 単位：千円					
地方債元金残高	6,284,016	5,883,994	5,471,629	5,113,730	4,765,745

2-6. 下水道事業の経営指標

決算書より令和４・５年度の経営指標を記載しました。

事業の概要である「普及率」は、下水道事業の整備に伴い、毎年度微増しています。しかし、施設の効率性である「水洗化率」は人口減少の進展等により微減傾向にあります。

また、経営の効率性を示す「経費回収率」においては、改善傾向が見受けられるものの、汚水処理にかかる経費（汚水処理原価）を下水道使用料（使用料単価）で賄えておらず、依然として一般会計からの繰入金に依存している状況です。

なお、汚水処理原価のうち、流域下水道管理運営負担金等が増加傾向にあることから維持管理費が増加する一方、過去の工事で発行した地方債の償還が進み、支払利息が減少傾向にあるため資本費は減少しています。

財政状態の健全性においては、一般会計繰入金の増額により「経常収支比率」が健全水準とされる１００％を維持できている状況となっています。

項目		令和4年度	令和5年度	摘要
1.事業の概要				
普及率	%	54.4%	55.2%	処理区域内人口÷行政区域内人口
一般家庭使用料（1月20㎡あたり・税込額）	円	2,876	2,876	一般家庭において1月20㎡使用した場合の使用料
処理区域内人口密度	人/ha	50.0	49.7	処理区域内人口÷処理区域面積
2.施設の効率性				
有収率	%	87.4%	82.7%	年間有収水量÷年間汚水処理水量
水洗化率	%	86.5%	86.4%	水洗化人口÷処理区域内人口
3.経営の効率性				
使用料単価	円/㎡	146.1	146.8	使用料収入÷年間有収水量
汚水処理原価	円/㎡	172.9	166.2	汚水処理費÷年間有収水量
汚水処理原価（維持管理費）	円/㎡	118.4	126.0	汚水処置費（維持管理費）÷年間有収水量
汚水処理原価（資本費）	円/㎡	54.5	40.2	汚水処理費（資本費）÷年間有収水量
経費回収率	%	84.5	88.3	使用料収入÷汚水処理費
経費回収率（維持管理費）	%	123.4	116.4	使用料収入÷汚水処理費（維持管理費）
処理区域内人口1人当たりの維持管理費（汚水分）	円/人	9,977	10,516	維持管理費（汚水分）÷処理区域内人口
処理区域内人口1人当たりの資本費（汚水分）	円/人	4,590	3,351	資本費（汚水分）÷処理区域内人口
職員1人当たりの処理区域内人口	人	3,493	3,481	処理区域内人口÷職員数
職員給与費対営業収益比率	%	10.7%	11.2%	職員給与費÷（営業収益－受託工事収益）
4.財政状態の健全性				
総収支比率	%	100.0%	100.0%	総収益÷総費用
経常収支比率	%	100.0%	100.1%	経常収益÷経常費用
資金不足比率	%	0.0%	0.0%	資金不足額÷（営業収益－受託工事収益）
自己資本構成比率	%	70.5%	71.4%	（資本合計+繰延収益）÷負債・資本合計
固定資産対長期資本比率	%	102.9%	102.6%	固定資産÷（固定負債+資本合計+繰延収益）
処理区域内人口1人当たりの企業債（地方債）現在高	千円/人	183	171	企業債（地方債）現在高÷処理区域内人口

2-7.他自治体比較

総務省では、公営企業の経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、経営指標を整理した「経営比較分析表」を策定・公表しています。

総務省公表の公営企業年鑑（令和4年度）のデータを用いて経費回収率・汚水処理原価・水洗化率について比較を行うことにより、本市の現況の運営状態の把握を行うこととします。

なお、経営比較分析表における近隣市町村企業会計への移行済みである貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町を類似団体として比較対象団体としています。また、参考として大阪府内の自治体の平均、全国平均（阪南市は類型区分がCc1のため全国のCc1の平均値）も比較対象としています。

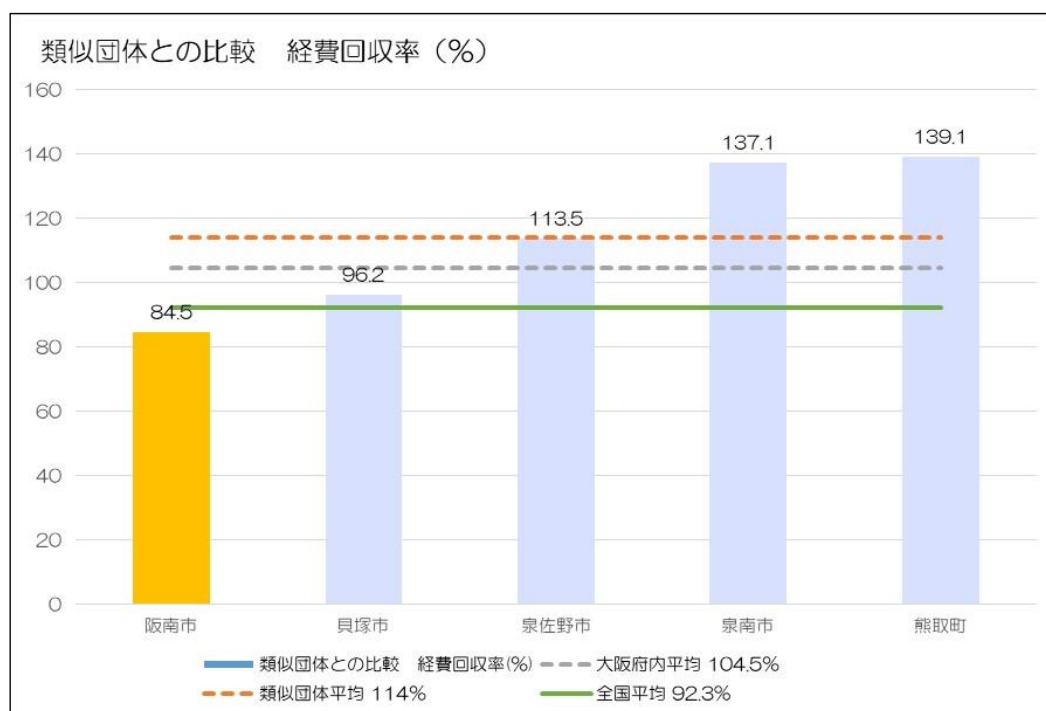
1) 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを示す指標です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入によりまかなわれていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減等の対策が必要となります。

本市は100%を下回っており、汚水処理にかかる経費を使用料で回収できていない状況にあります。また、各平均値より下回る水準となっています。

$$\text{経費回収率（\%）} = \text{年間使用料収入} \div \text{年間汚水処理費（経費＋資本費分）} \times 100$$

【図】 類似事業体との比較 経費回収率



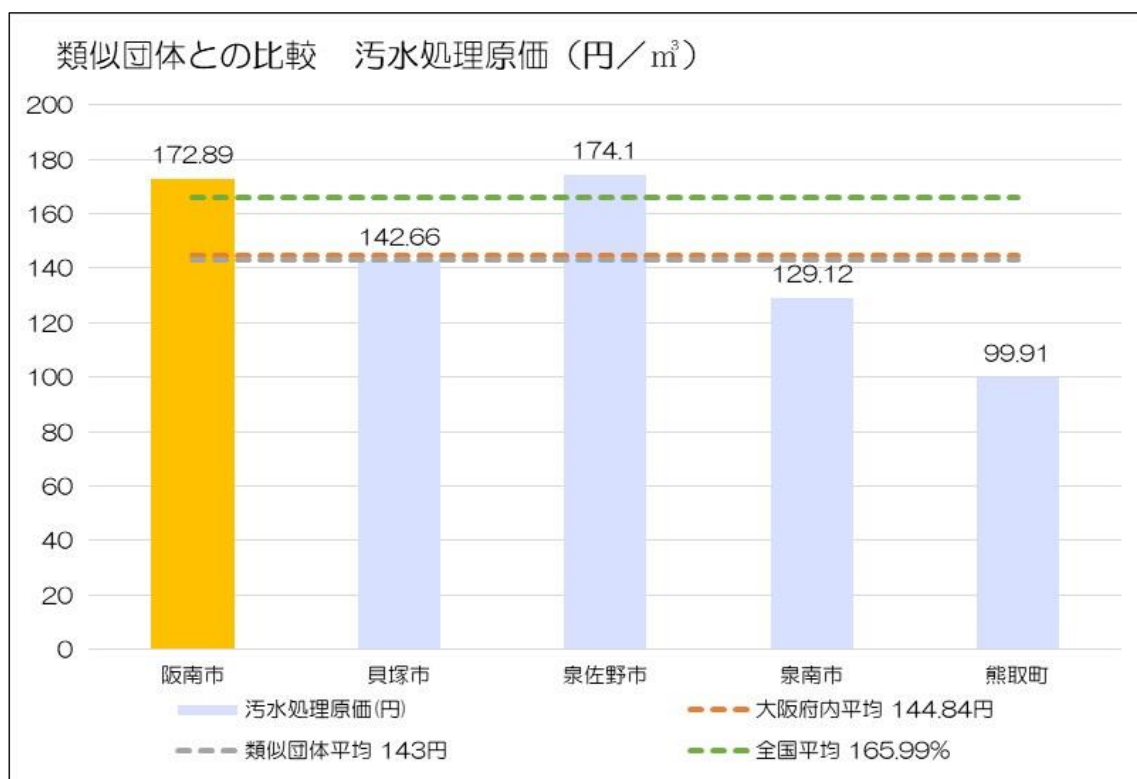
2) 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理にかかる資本費・維持管理費の両方を含めたコストを表した指標です。

本市の汚水処理原価は 172.89 円/m³です。比較した事業体の中では高い数値と言えます。

$$\text{汚水処理原価（円）} = \text{年間汚水処理費（経費＋資本費分）} \div \text{年間有収水量}$$

【図】 類似事業体との比較 汚水処理原価



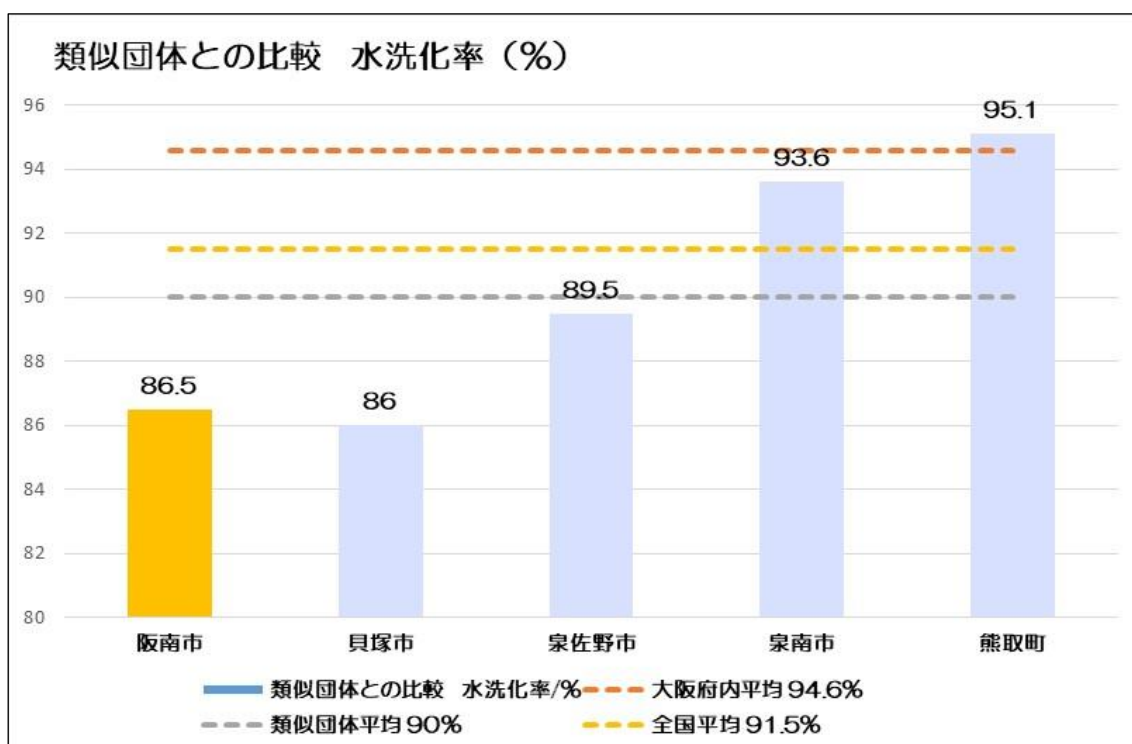
3) 水洗化率

下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域※の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。

本市の水洗化率は全国平均より下回る数値となっております。昨今の人口減少により厳しい状況が想定されますが、継続的に下水道への接続を促す必要性があります。

$$\text{水洗化率（\%）} = \text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口}$$

【図】 類似事業体との比較 水洗化率



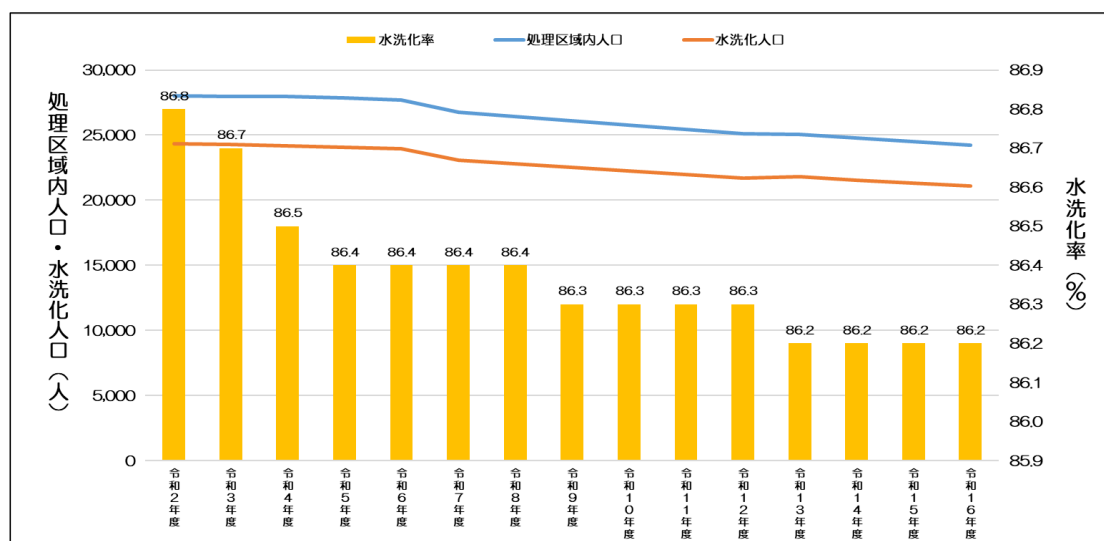
3. 将来の事業環境

3-1. 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率

本市の行政区域内人口※は平成15年度をピークに減少傾向にあり、今後も減少が顕著になるものと見込まれています。将来の行政区域内人口予測にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を反映しています。

処理区域内人口※は、将来の行政区域内人口予測の推移を基に算出していることから、人口減少に比例して減少傾向で推移する見通しです。また、水洗化人口※は、水洗化率が横ばい傾向のため、処理区域内人口同様、減少傾向で推移する見通しです。

【図】 処理区域内人口の推計結果

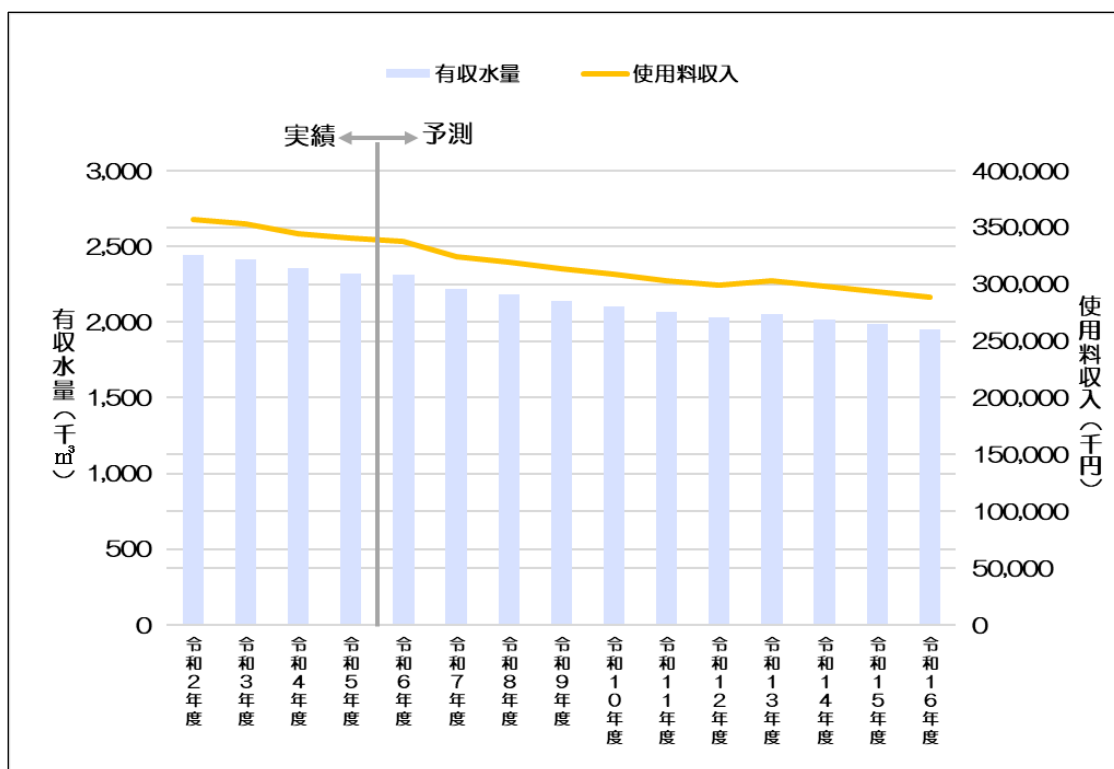


3-2. 有収水量・使用料収入

有収水量は、過年度の調定水量※の推移や算出した水洗化人口の将来値を基に試算しているため、水洗化人口と同様に減少傾向で推移する見通しとなっております。使用料については現行の使用料体系で、過去の水量の推移等に基づき予測される有収水量に乗じて推計を行っていますので、使用料収入も減少傾向としています。

令和16年度では有収水量約1,953千 m^3 、使用料収入約2億8,900万円まで減少する見通しとなっています。

【図】 有収水量の推計結果



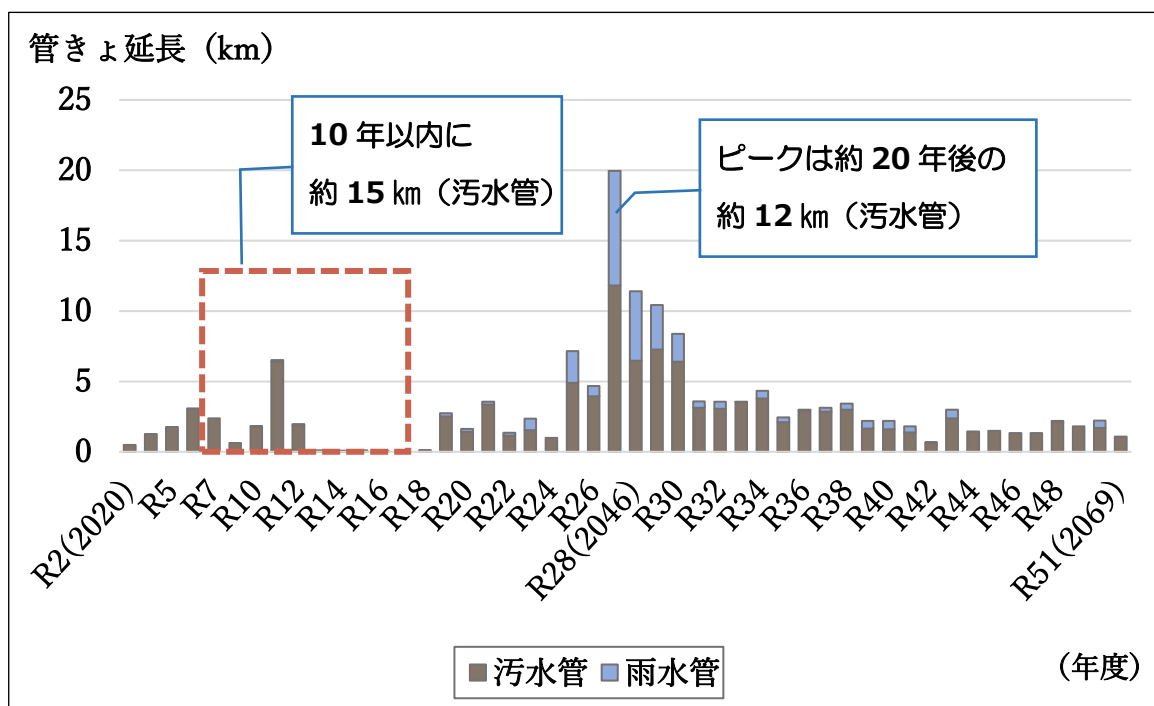
3-3. 施設

1) 管きょ

過去に整備や引き継いだ管きょを法定耐用年数の50年で更新すると想定した場合、今後50年間で必要となる投資費用は下図のとおりです。大規模開発地の管きょを引継いだこともあり、10年以内に約15kmの管きょが標準耐用年数を迎えることになります。また、約20年後には、標準耐用年数を迎える管きょが污水管で約12km、雨水管で約8kmと最長となります。

今後、老朽化した管きょの更新が増加していくため、費用も含めた効率的な対策が必要です。

【図】 耐用年数を迎える管きょ（令和5年度末時点）



2) マンホールポンプ施設

管きょ以外の施設としてマンホールポンプを有しています。マンホールポンプとは、地形的に自然勾配で下水を流下させることが困難な場合または自然流下方式では建設費が著しく増加する場合に、マンホール中にポンプを設け、汲み上げる施設のことであります。

本市のマンホールポンプ施設の状況は以下のとおりです。

マンホールポンプの施設及び設備の標準耐用年数は7～15年とされており、殆どの施設が耐用年数を超過しているため、今後、計画的に更新する必要があります。

【表】 マンホールポンプ施設の一覧

項目	マンホールポンプ名	設備内訳		設置年月
		口径	揚程×揚水量	
1	自然橋	150 mm	4.5m×2.37 m ³ /分	平成 8 年 5 月
2	箱の浦	150 mm	27m×1.98 m ³ /分	平成 6 年 3 月
3	箱作	65 mm	5.0m×0.283 m ³ /分	平成 11 年 10 月
4	尾崎 1 号	65 mm	6.1m×0.16 m ³ /分	平成 14 年 4 月
5	福島	65 mm	9.0m×0.164 m ³ /分	平成 10 年 4 月
6	さつき台	50 mm	6.6m×0.071 m ³ /分	平成 20 年 3 月
7	緑ヶ丘第 1	100 mm	37.4m×0.61 m ³ /分	平成 21 年 3 月
8	緑ヶ丘第 2	65 mm	15m×0.16 m ³ /分	平成 22 年 3 月

3-4. 組織

本市ではこれまで人員の定数管理を継続的に行い、定員の適正化及び組織の効率化を図ってきました。一方で本市の職員は約8割が40代以上となっており、専門性を有する職員の育成・確保が課題となっています。特に技術職員については、殆どが50代のため、今後10年で多くの職員が退職となります。退職した職員の分は新規採用や他の部局からの異動により補充し、現行の職員数を維持することを想定しています。

適正な人員確保とともに下水道事業に携わる職員としての専門的知識・技能の習得を支援する体制の整備を図ります。

4. 経営の基本方針

4-1. 基本理念

次世代へつなぐ下水道

下水道事業では、利用人口の減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に加え、異常気象の頻発など、事業を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の皆様の安全で快適な暮らしを脅かすリスクが大きくなっています。こうしたリスクの軽減を図るとともに、下水道サービスを将来にわたり、健全に維持することが求められています。

そうしたことを踏まえ、本市では、基本理念を「次世代につなぐ下水道」としています。

「つなぐ」という言葉には、過去から今へ、そして今から未来へと、次の世代へ引き継いでいくことだけではなく、今と次の世代をつなぎ、下水道と人をつなぐという意味をこめています。

4-2. 基本方針

1) 基本方針

基本方針については、財政面だけではなく更新等の整備面（投資）も含めた形として、「計画的かつ効率的な事業推進」及び「収支のバランスが取れた経営」としました。

2) 基本方針と各種計画について

基本方針① 計画的かつ効率的な事業推進

- 財政計画** 収支的収支・資本的収支における計画的で効率的な予算執行
- 投資計画** 新規整備及び更新事業における計画的で効率的な事業推進

基本方針② 収支のバランスが取れた経営

- 財政計画** 収益的収支・資本的収支のバランスを図る
- 投資計画** 収支バランスを考慮した投資

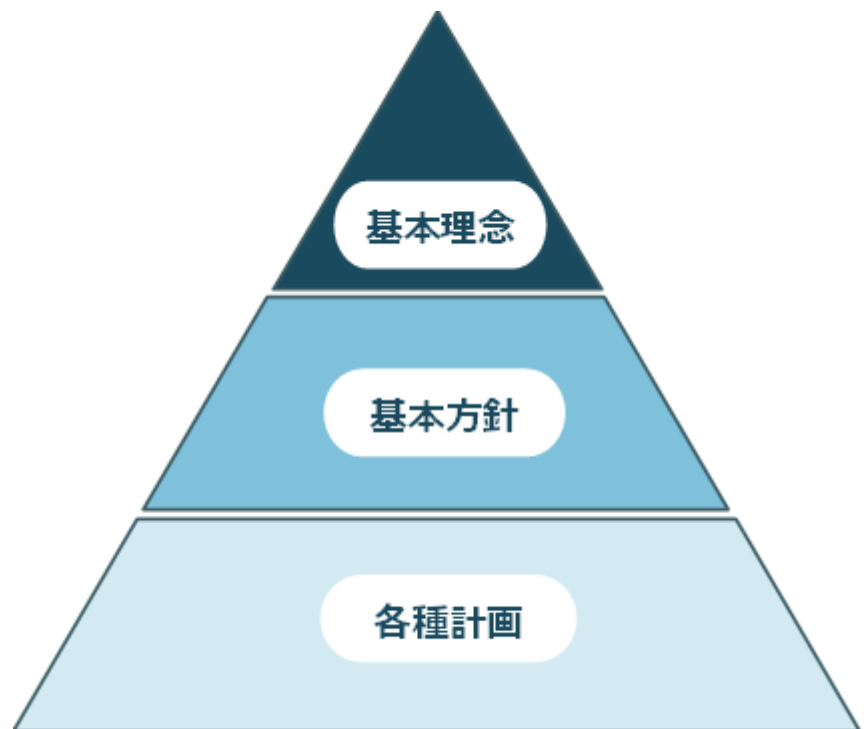
基本方針にもとづき、以下の各種計画とも整合を図ります。

大阪府の計画

- 大阪湾流域別下水道総合整備計画
- 大阪府流域下水道事業経営戦略

阪南市の計画

- 阪南市総合計画
- 阪南市生活排水処理基本計画
- 阪南市立地適正化計画



5. 投資・財政計画と今後の方向性

5-1. 投資計画と財政計画

下水道事業において安定した汚水処理を行うためには、下水道の普及を促進するための新規投資と下水道設備や管きよの健全性を維持するための更新投資を行う必要があります。ただし、こうした新規投資と更新投資には莫大な資金が必要になります。特に新規投資について、市全域の整備を行うことは、人口減少が進む現状においては困難であると考えられます。そのため、投資の方向性を定めた上で、新規投資事業と更新投資事業に必要な財源を確保し、持続可能な下水道事業を実現するための取組が非常に重要となります。

具体的には、徹底して「計画的かつ効率的な事業推進」に取り組み、事業運営にかかる経常的なコストの削減により「収支のバランスが取れた経営」を図るとともに、下水道施設等の計画的な新設・更新等により投資の合理化を進めることが必要となります。

また、予防保全による適切な維持管理や、災害発生時に備えた取組も重要となります。

1) 投資計画

①. 投資の内容

本市では、下水道事業による社会資本総合整備計画や令和2年5月に策定した下水道ストックマネジメント計画[※]等、下記の計画にもとづき、投資計画を策定します。

社会資本総合整備計画（下水道事業）

新規整備において効率的かつ効果的な整備普及に努めていきます。

ストックマネジメント計画

収支のバランスを踏まえ、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していきます。

B C P（業務継続計画）

大雨・地震等の災害時に下水道業務を計画的かつ効率的に継続させていきます。

耐震化（国土強靱化計画）

計画的かつ効率的に未耐震の施設の耐震化（強靱化）を図ります。

また、本市の投資は下記の2種類に大別し、下水道普及率の低さや管きよの老朽化への対応を行っていきます。

新規投資

普及の促進

更新投資

管きよの健全性の維持

②. 新規投資の方向性

新規投資の方向性

- ・人口減少等を踏まえ、「公共下水道」だけでなく、「浄化槽」の活用など生活排水処理施設の最適化を検討し、課題の抽出・整理に取り組む。
- ・公共下水道の整備は、原則、地域の実情も考慮しながら「阪南市立地適正化計画の居住促進区域」を中心に新規投資を行う。

令和5年度の本市の下水道普及率は55.2%であり、大阪府内の43市町村の中で3番目に低い状況です。本市は平成元年度から平成14年度にかけて集中的に下水道工事を実施し、下水道普及率を伸ばしてきました。しかし、財政状況の悪化に伴い、平成15年度以降は管きょ等の下水道施設の整備事業を抑制し、下水道普及率が低い水準に留まっているため、引き続き下水道普及率の向上に向けた新規投資が必要です。

本市の基本理念として掲げた効率的な事業推進のため、平成30年度に策定した「阪南市立地適正化計画」における「居住促進区域（都市再生特別措置法上の居住誘導区域）」を参考に新規投資を計画しています。なお「居住促進区域」は「阪南市立地適正化計画」において、「公共公有を軸として、公共公有を利用し、歩いて暮らせる範囲のエリア」と設定しています。今後10年間に於いて、当該区域を中心とした投資を実施します。

今後10年間の新規投資に係る事業費については、約16.6億円を予定しており、整備面積19ha、下水道普及率63%（令和16年度末時点）を見込んでいます。

また、今後、本市の人口は人口減少により右肩下がりとなる見込みです。それに伴い、管きょが受け持つ1m当たりの人口が減ることになりますが、1mあたりの人口が減っても管きょ延長が減ることは殆どありません。つまり、その管きょの維持管理や更新にかかる一人当たりの費用負担は増えることになります。例えば、極論になりますが、上流部に1軒家があり公共下水道を使用していた場合、下流部のすべてが空き地となり誰も公共下水道を使用しない場合でも、その1軒の家のために長い管きょ延長の維持管理や更新工事は必ず行う必要があり、かつ、それらの費用はすべて下水道使用料で賄うこととなります。

加えて、高齢化の進展により高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯が増加することが予想され、年金暮らしのため宅内側の排水設備工事の費用負担が困難といった経済的理由や既存設備のままで良いといった理由などにより、今後、公共下水道を推進し普及率を上げたとしても、水洗化率の向上が見込みにくい状況にあります。

こうした人口減少や高齢化に伴う要因等を踏まえ、これまでは本市の市街化区域全てを公共下水道とする計画としていましたが、これからは維持管理や更新費用の費用対効果等を踏まえ「公共下水道」と「浄化槽」の設定区域を見直し、事業の推進や補助金の助成を行うなど、生活排水処理施設の最適化の検討が必要です。

しかし、最適化を行うには、し尿処理施設である「はんなん浄化センターMIZUTAMA館」の処理量や施設の更新等の課題、都市計画税の問題などがあるため、それら課題について関係部局と協議・検討を重ね、一つ一つ前に進めるよう努めてまいります。

新規投資の予定額（千円）

年度	R7 (2025)	R8	R9	R10	R11
金額	96,200	160,700	109,600	165,800	230,000
年度	R12	R13	R14	R15	R16 (2034)
金額	229,000	155,800	155,000	202,200	153,000

※ 委託料・補償費・工事請負費の合計金額

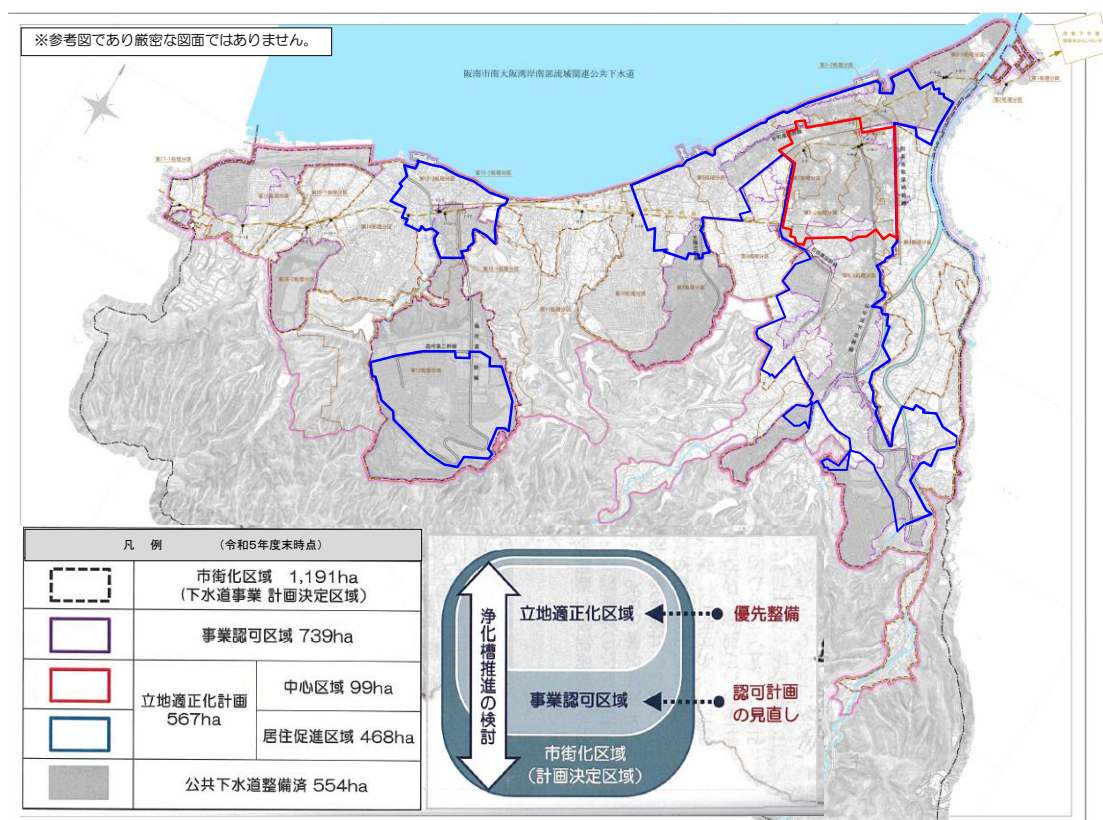
阪南市立地適正化計画

人口減少や高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉及び商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、公共交通と連携したまちづくりを進めていくことが必要です。

立地適正化計画制度を活用することにより、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、交通の確保、公共施設の再編、医療及び福祉の増進及び空き家対策等の様々なまちづくりに係る施策を進めていくことができます。

本市の「阪南市立地適正化計画」（平成30年8月）は、従来の都市計画を中心とした土地利用計画に加え、都市機能や居住機能を誘導することで、持続可能なまちづくりを推進することを目的として策定しました。

（参考）阪南市下水道計画区域と立地適正化計画区域との関連図



③. 更新投資の方向性

更新投資の方向性

- ・点検・調査を行い、改築更新の必要性の高い管きょや施設等から優先的に投資し、優先度の低い管きょ等は先送りするなど効率的・効果的な更新投資を行う。

ストックマネジメント計画に基づいた中長期的な管きょの更新を実施します。本市では標準耐用年数に到達した管きょは少ないですが、特に令和26年度には供用開始当初の資産が耐用年数を迎え、将来的には多額の更新投資が必要となります。

管きょの老朽化が進むと、大規模な漏水や道路陥没といった事故が発生し、安定的な下水道事業の運営ができなくなる恐れがあります。また、将来的に管きょ等設備の更新費用が集中して発生する恐れがあります。

ストックマネジメント計画により、今後10年間の更新投資に係る事業費については、約3億円を予定しており、これにより管きょやマンホールポンプの老朽化対策、強靱化を行います。

なお、本市のストックマネジメント計画は令和2年5月に策定し、令和3年5月、令和5年3月に改定を行っており、適時見直しを行うことで計画的な投資を行い、コスト縮減をしています。

更新投資の予定額（千円）

年度	R7 (2025)	R8	R9	R10	R11
金額	62,000	25,000	80,000	20,000	0
年度	R12	R13	R14	R15	R16 (2034)
金額	29,000	25,000	28,000	17,000	17,000

※ 委託料・補償費・工事請負費の合計金額

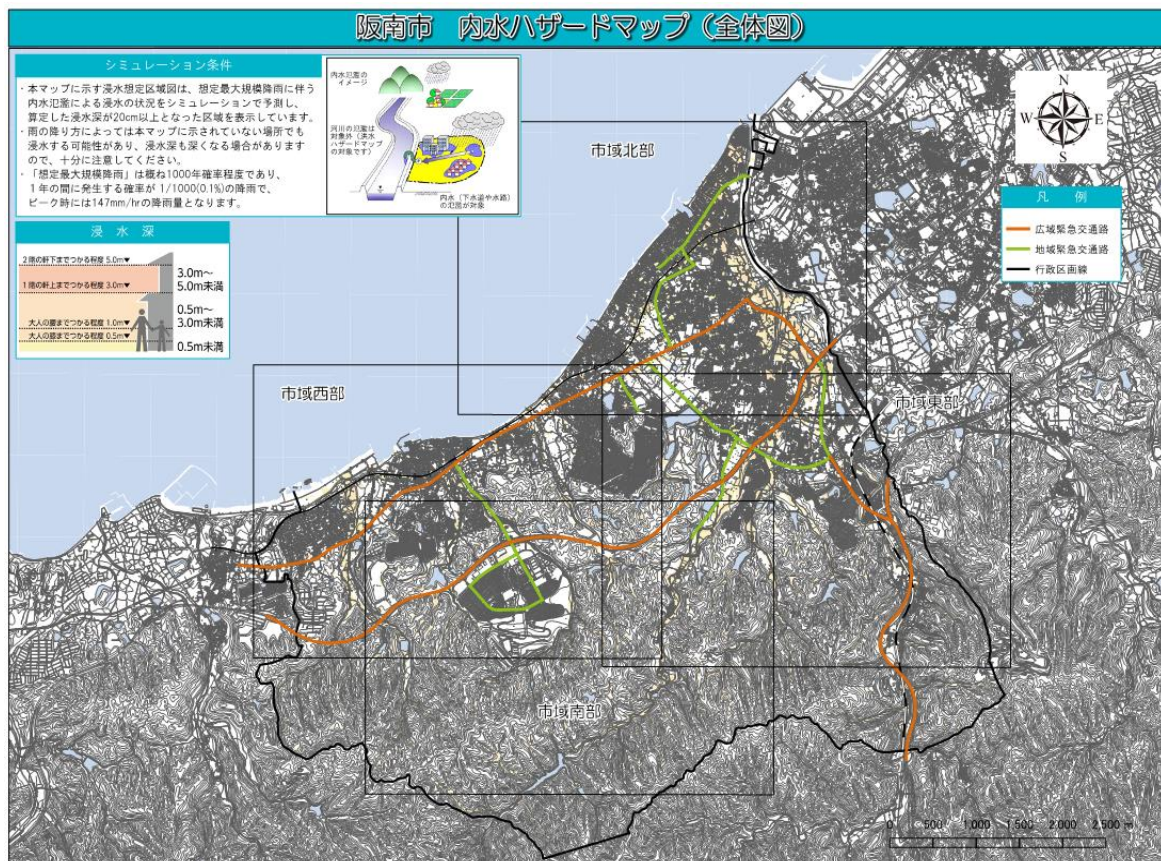
④. 地震対策の方向性

老朽化した管きょや施設等の改築・更新投資に併せて適切な耐震化に取り組みます。また、平成28年度に策定した簡易版の「阪南市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」に基づき訓練の実施等に努めるとともに、「災害時の応援協定」「資器材の備蓄協定」等について検討を進め、防災・減災に努めてまいります。

⑤. 浸水対策の方向性

近年、全国的にゲリラ豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。雨水管きょの整備は大規模工事のため相当な時間と費用を要し、その費用は全て税（一般会計）負担となります。一般会計の財政状況が厳しい現状において、ハード面の雨水管きょを新たに整備することはできませんが、ソフト面である浸水リスクの確認や日ごろからの備えに活用する「内水ハザードマップ（本市の想定最大規模降雨【147mm/h】）を作成し、市ホームページ等でお知らせしてきたところです。今後、令和3年度の水防法改正に伴い、現行の内水ハザードマップを見直す予定です。

（参考）阪南市 内水ハザードマップ（全体図）



2) 財政計画

①. 経営目標

経営目標		
指標	現状 (R5実績)	目標
経費回収率	88.3%	80%以上（毎年度）を維持
経常収支比率	100.1%	100%以上（毎年度）を維持 又は 100%未満となった場合も 継続させない
一般会計繰入金 (基準外)	152,243千円	現状水準以下

i) 経費回収率

経費回収率は汚水処理に要した費用を使用料収入でどれだけ賄っているかを示す指標であり、独立採算の下水道事業においては、100%とすることが原則です。

令和5年度決算時の経費回収率は88.3%です。良好といえる水準の100%を下回っており、一般会計からの多額の基準外繰入金*や資本費平準化債*の借入れにより、事業運営を維持している状況にあります。なお、令和2年度以降の経費回収率は年々改善傾向にあります。令和2年度に作成した経営戦略では経費回収率73%以上を目標としておりましたが、現状達成をしているため、毎年度80%以上維持することを財源目標とするとともに、中期的には5年後（令和11年度）に90%、10年後（令和16年度）に95%、15年後（令和21年度）に100%となることをめざします。

ii) 経常収支比率

下水道サービスの安定供給を今後も継続していくためには、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかが重要となります。当該指標が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要となります。

令和5年度決算時の経常収益比率は100.1%であり、費用を賄えている状況となります。令和6年度以降についても100%以上を維持すること、もし単年度で100%未満となった場合もそれを継続させないことを目標とします。

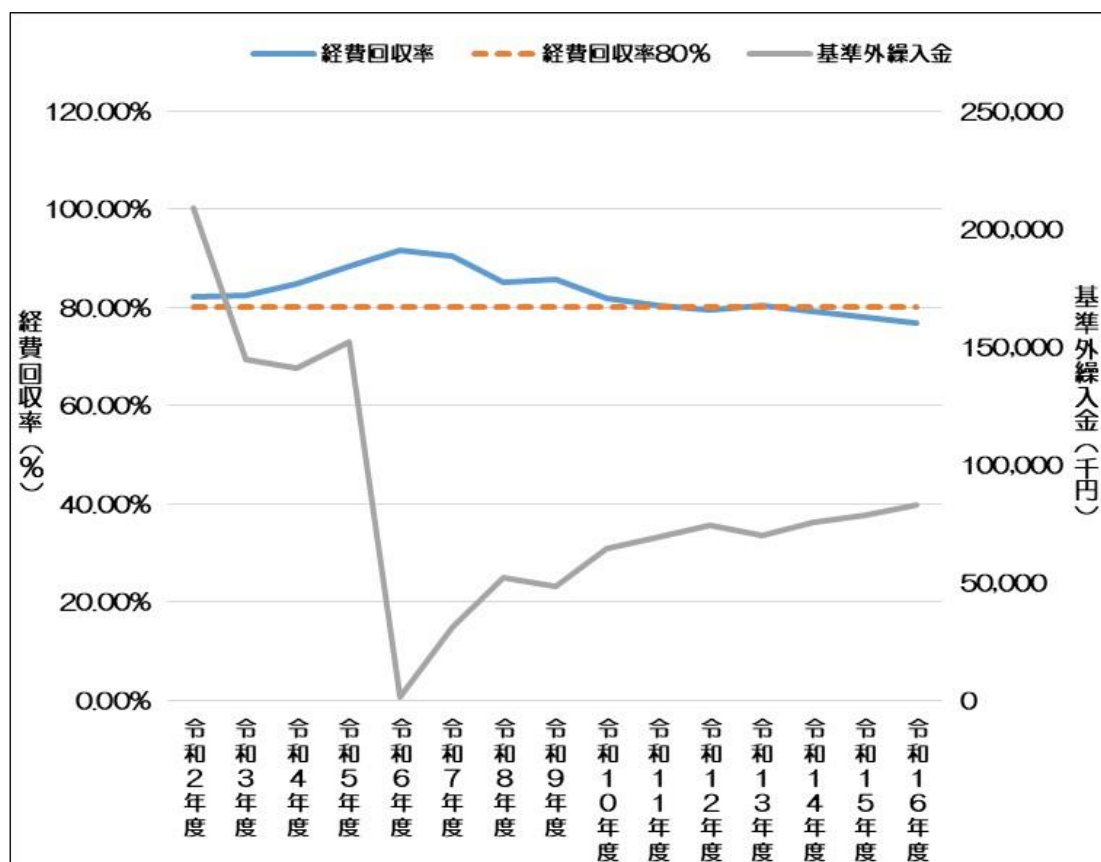
iii) 繰入金

本市下水道事業は、一般会計から資金が繰り入れられており、依存率が高い状況です。一般会計からの繰入金は基準内繰入金と基準外繰入金に分けられます。基準外繰入金の発生は、下水道事業で発生する経費が下水道使用料等で賄えていないことを意味します。

今後、基準外繰入金を削減することで、一般会計からの繰入金額の適正化を図ります。

②. 経費回収率と基準外繰入金の今後の予測

【図】 経費回収率と基準外繰入金の推計



令和6年度以降、経常収支比率を100%とし、特段の手立て等を行わなかった場合の経費回収率と基準外繰入金の推計となります。

経費回収率は令和12年度に80%を下回り、令和13年度に80%以上となりますが、その後徐々に減少していく推計となっております。収入面では人口減少による使用料収入の減少、費用面では物価高や令和7年度以降の流域下水道維持管理負担金の値上げを考慮した推計となっております。

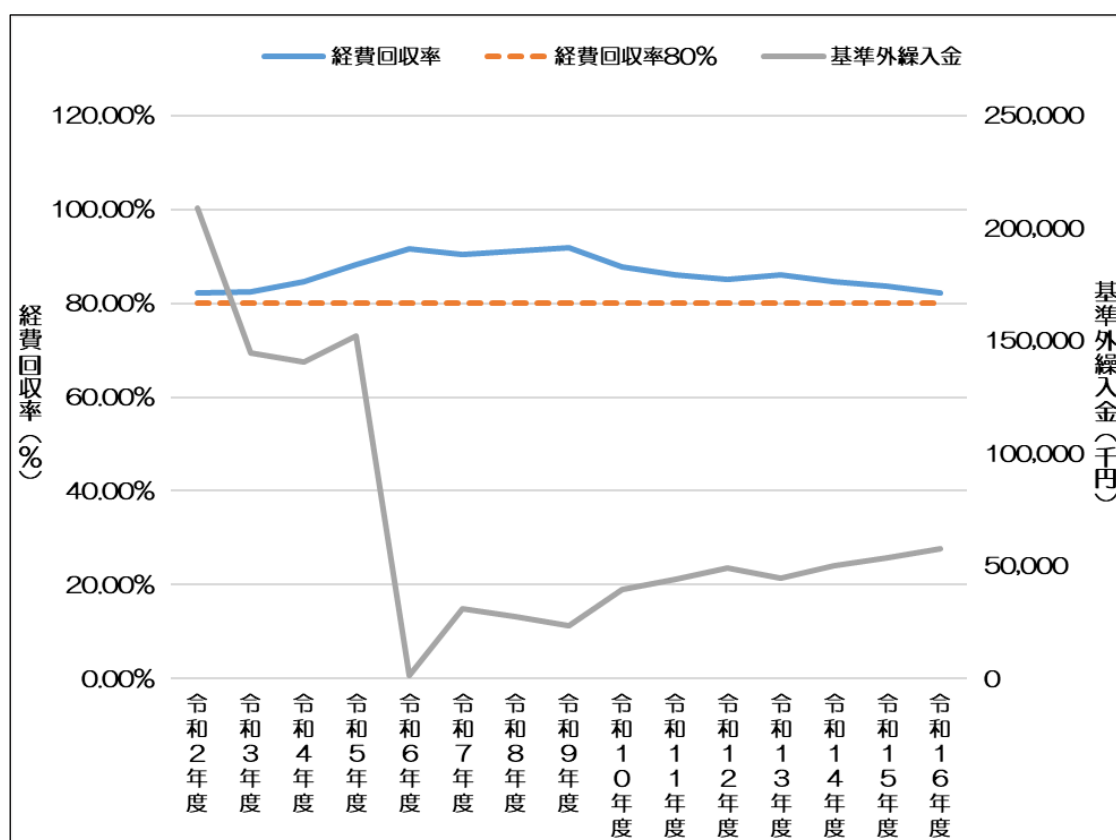
基準外繰入金は令和6年度まで減少傾向となっておりますが、令和7年度以降上昇傾向となっており、経常収支比率100%を維持するには基準外繰入金を徐々に増やしていかなければならない推計となっております。

③. 流域下水道維持管理負担金の見直し

下水道事業の主要費用である流域下水道維持管理負担金について、関連市町と負担割合の見直しの協議・検討を行います。現在の負担割合は関連市町の公共下水道全体計画（将来人口や社会情勢等を踏まえた20～30年後の下水道計画）の計画水量割で算定しており、本市の負担率は41.77%と高い状況となっています。しかし、本市の普及率は関連市町の中でも低く、有収水量も少ないため、実際の負担率は低く、計画の値と実績の値で乖離が生じている状況となっています。よって、流域下水道維持管理負担金の負担割合について、計画値である計画水量割から実績値となる有収水量割へ変更することが可能か関連市町と協議を行います。

④. 流域下水道維持管理負担金の見直しを行った場合の経費回収率と基準外繰入金

【図】 流域下水道維持管理負担金の見直しを行った場合の経費回収率と基準外繰入金の推計



仮に、令和6年度以降、経常収支比率を100%とし、前述の流域下水道維持管理負担金についての関連市町と負担割合の見直しの協議・検討の結果、令和8年度より現行の計画水量割から有収水量割へと変更が可能となり、一律25,000千円減額できた場合の推定値で試算しました。

結果として経費回収率は人口減少による使用料収入の減少、費用面での物価高については社会的要因であるため年々減少していく見込みとなりますが、計画期間中は80%以上を維持できる見込みとなります。また、基準外繰入金については令和16年度時点で約30%の減額を見込むことができます。

⑤. 財源確保のための取組の内容

令和元年度の使用料改定により、大阪府内の市町村で20㎡当たりの使用料を比較すると、本市の使用料は府内で2番目に高い自治体となっています。

今後、下水道事業の主要費用である流域下水道維持管理負担金について、関連市町と負担割合の見直しの協議・検討を行います。（前述の③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）この協議・検討と並行して令和9年度を目途に下水道使用料の見直しが必要かどうかの検討を行う予定です。

以下、今後の予定。

年度	内容
令和 6 年度	経営戦略の改定、使用料の検証
令和 7 年度	関連市町との流域下水道維持管理負担金の負担割合見直しの協議・検討 課内検証（モニタリング）
令和 8 年度	関連市町との流域下水道維持管理負担金の負担割合見直しの協議・検討 下水道使用料の見直しの有無の検討（審議会の検討）
令和 9 年度	必要に応じて下水道使用料の見直し
令和 10 年度	課内検証（モニタリング）、決算値の検証
令和 11 年度	経営戦略の改定、使用料の検証
令和 12 年度	課内検証（モニタリング）
令和 13 年度	審議会の検討
令和 14 年度	下水道使用料の見直し
令和 15 年度	決算値の検証
令和 16 年度	経営戦略の改定、使用料の検証

計画年次	ロードマップ					
		①	②	③	④	⑤
項目	令和6年度 予測	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画
経営戦略	経営戦略改定					経営戦略改定
接続率・設置率の向上						
接続率向上に向けた・広報啓発活動						
経費回収率の向上						
収益：使用料の改定			下水道使用料の見直しの有無の検討	下水道使用料の見直し	課内検証・決算値の検証	使用料の検証
費用：流域下水道の負担金見直し 効率的なコスト管理		流域負担金の協議・検討	流域負担金の協議・検討			

計画年次	ロードマップ				
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
項目	令和12年度 計画	令和13年度 計画	令和14年度 計画	令和15年度 予測	令和16年度 予測
経営戦略					経営戦略改定
接続率・設置率の向上					
接続率向上に向けた・広報啓発活動					
経費回収率の向上					
収益：使用料の改定	課内検証	審議会の検討	下水道使用料の見直し	決算値の検証	下水道使用料の検証
費用：流域下水道の負担金見直し 効率的なコスト管理					

⑥. 企業債残高

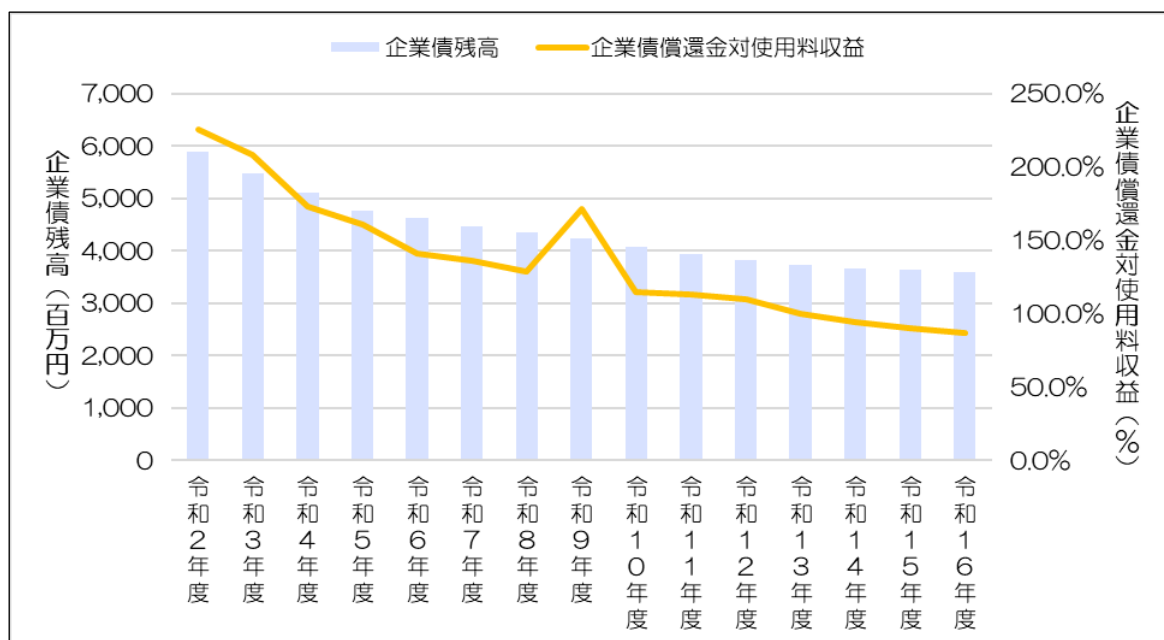
企業債残高は、今後発生する建設事業費の一部を企業債の起債で賄う予定であるものの、減少傾向で推移する見通しです。

⑦. 企業債償還金対使用料収益比率

企業債償還金対使用料収益比率は、使用料収入に対する企業債償還金の割合を示す指標であり、100%を上回る場合、収入以上の償還金を支払っている状態といえます。

企業債償還金対使用料収益比率は、100%を上回りかなり高い数字となっております。しかし、将来的には企業債残高の減少に比例し減少していく見込みとなっております。一方で、維持修繕には必要な経費もかかることから、適切な起債の管理が必要となります。

【図】 企業債残高・内部留保資金・企業債償還金対使用料収益比率の予測結果

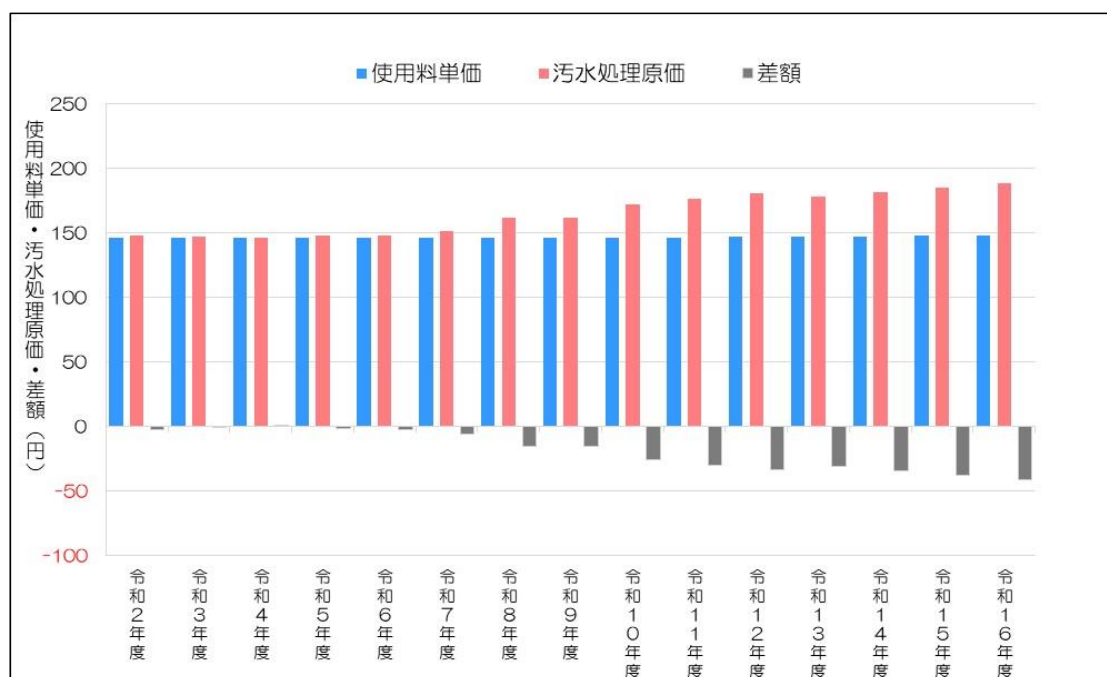


5-2. 使用料単価・汚水処理原価

今後10年間の使用料単価は、約146円/m³から徐々に増加していく見通しです。これは、有収水量・使用料収入ともに水洗化人口を基に算出しているためです。また、今後10年間の汚水処理原価は、令和7年以降148円/m³から増加する見通しです。

予測を行ったすべての年度で、汚水処理原価が使用料単価を上回っており、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄えていない原価割れ*の状態が継続する見通しです。

【図】 使用料単価・汚水処理原価の予測結果



5-3. 収支計画

①. 収益の収支

(単位: 千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1. 営業収益	(A)	392,483	387,748	373,729	368,294	362,878	357,487	353,264	348,048	352,033	347,234	342,468	338,954
(1) 料 金 収 入		340,973	337,548	324,669	319,234	313,818	308,427	303,064	298,988	302,973	298,174	293,408	288,754
(2) 雨水処理負担金		51,452	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000
(3) 受託工事収益	(B)												
(4) そ の 他		58	1,200	60	60	60	60	1,200	60	60	60	60	1,200
2. 営業外収益		625,915	678,934	696,109	724,680	730,687	757,421	769,469	780,399	782,732	793,076	804,844	817,143
(1) 補 助 金		289,548	325,303	366,331	393,352	398,394	424,536	435,809	445,760	446,728	456,796	467,968	480,104
他会計補助金		289,548	325,303	366,331	393,352	398,394	424,536	435,809	445,760	446,728	456,796	467,968	480,104
その他補助金													
(2) 長期前受金収入		318,288	319,254	319,778	321,328	322,293	322,885	323,660	324,639	326,004	326,280	326,876	327,039
(3) そ の 他		18,079	34,377	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
取 入	(C)	1,018,398	1,066,682	1,069,838	1,092,974	1,093,565	1,114,908	1,122,733	1,128,447	1,134,765	1,140,310	1,147,312	1,156,097
3. 営業費用		949,942	1,004,922	1,009,751	1,032,951	1,032,267	1,051,407	1,058,756	1,063,459	1,068,589	1,072,516	1,077,473	1,083,584
(1) 職 員 給 与 費		43,812	43,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
基本給		43,812	43,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
退職給付費													
その他													
(2) 経 費		41,770	76,588	60,636	61,144	61,658	62,279	62,926	63,540	64,180	64,827	65,480	66,161
動力費													
修繕費		3,575	4,880	4,978	5,078	5,180	5,284	5,380	5,498	5,608	5,720	5,834	5,951
材料費		24	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
委託料		29,065	42,592	41,860	42,223	42,589	43,059	43,532	44,009	44,489	44,973	45,460	45,951
光熱水費		1,815	2,522	2,244	2,289	2,335	2,382	2,430	2,479	2,529	2,580	2,632	2,685
通信運搬費		360	408	381	381	381	381	401	381	381	381	381	401
その他		6,931	26,156	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143	11,143
(3) 流域下水維持管理負担金		228,407	245,639	260,415	276,189	289,509	283,551	286,268	286,356	286,332	286,361	286,361	286,361
(4) 減価償却費		635,953	639,695	643,700	650,618	656,100	660,577	664,562	668,563	673,077	676,328	680,632	686,062
2. 営業外費用		67,715	60,851	59,178	59,114	60,389	62,592	63,068	64,079	65,267	66,885	68,930	71,604
(1) 支払利息		64,270	55,774	54,101	54,037	55,312	57,515	57,991	59,002	60,190	61,808	63,853	66,527
(2) そ の 他		3,445	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077
支出計	(D)	1,017,657	1,065,773	1,068,929	1,092,065	1,092,656	1,113,999	1,121,824	1,127,538	1,133,856	1,139,401	1,146,403	1,155,188
経常損益	(E)	741	909	909	909	909	909	909	909	909	909	909	909
特別損益	(F)	51	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失	(G)	642	911	911	911	911	911	911	911	911	911	911	911
特別損益	(H)	△ 591	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909	△ 909
当年度純利益 (又は純損失)	(E)+(H)	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②. 収益的収支の前提条件

項目		試算条件
業務量	年間有収水量（千 m^3 ）	- 年間有収水量＝水洗化人口×水洗化人口一人当たり有収水量 ⇒水洗化人口＝処理区域内人口×水洗化率 ⇒水洗化人口一人当たり有収水量＝過去5か年の値から指数近似値を算定 ※R12に団地の污水处理施設を公共下水道へ接続予定でありR13以降は算定値に25,000m^3を加算している。
収益的収支	収入	使用料収入
		- 使用料収入＝年間有収水量×使用料 ⇒年間有収水量＝使用料体系の水量区画ごとに年間有収水量を配賦 ⇒使用料＝使用料体系にそった使用料
		雨水処理負担金
		雨水処理に係る経費見積を基に令和7年度～令和16年度の10年間を推計し、その平均値を計上。
		その他営業収益
		指定業者登録手数料 5年ごとに更新手数料1,200千円、その他の年は新規手数料60千円。
		営業収益
		他会計補助金
		- 污水处理に係る経費見積を元に推計 - なお、基準外繰入金については、その年度の収益的収支差額が0となるように繰入
		長期前受金戻入
		（既存長期前受金の戻入） ・国庫補助金等により取得した固定資産の減価償却に応じて収益化 （新規長期前受金の戻入） ・国庫補助金等：固定資産の耐用年数により収益化
		その他営業外収益
		・マンホールポンプ場占用料＋流域下水道負担金返還金
		営業外収益
		特別利益
		・令和6年度予算を横ばいで推計
		収益的収入合計
	支出	職員給与費
		・過去5か年平均値×職員数
		修繕費＋管きょ費の工事請負費
		・過去5か年平均値に物価上昇率2％を毎年度加算
		材料費
		・過去5か年平均値
		委託料
		・委託料＝徴収委託料＋委託料（通常分）＋委託料（特殊分） ⇒徴収委託料は過去6か年平均値に水洗化件数上昇見込率1％を毎年度加算 ⇒委託料（通常分）は過去6か年平均値に物価上昇率2％を毎年度加算 ⇒委託料（特殊分）は過去6か年平均値を計上
		光熱水費
		・過去6か年平均値に物価上昇率2％を毎年度加算
		通信運搬費
		・郵送料は過去6か年平均値に令和6年10月以降の値上率31％を加算。また、令和11・16年度の指定業者更新年度に郵送料20千円を加算 ・電話料金は過去6か年平均値を横ばいで推計
		流域下水道維持管理負担金
		・流域下水道の維持管理負担金は令和6年3月策定の「大阪府流域下水道事業経営戦略（中間見直し）」より推計（ただし、令和15年度以降は令和14年度の負担金額を横ばい） ・流域下水道の減価償却費は令和6年8月の南大阪湾岸流域下水道協議会（実務者会）の資料より推計（ただし、負担割合は令和5年度末の有収水量にて算定）
		減価償却費
		（既存固定資産の減価償却費） ・耐用年数に基づき減価償却費を算定 （新規固定資産の減価償却費） ・投資計画における建設改良費額を平均耐用年数（下記見込）、残存価額10％で取得翌年度より償却 ⇒管きょ50年、設備等15年、施設利用権（流域）45年
		その他営業費用
		・その他営業費用＝大里川ポンプ場維持管理負担金（4,500千円）＋その他（6,643千円） ⇒大里川ポンプ場維持管理負担金は令和6年度決算見込額5,294千円×85％を横ばいで推計 ⇒その他は過去5か年平均値を横ばいで推計
		営業費用
		支払利息
		（既存発行分） ・現在の企業債償還額明細書により算定 （新規発行分） ・支払利息＝下記企業債を以下の想定で償還した場合の支払利息を試算 ⇒元利均等返済、公共（管きょ）と流域は5年据置25年償還（30年）、公共（マンホールポンプ）は3年据置12年償還（15年）、平準化債は3年据置17年償還（20年）で推計 ⇒新発行債のうち公共と流域の発行利率は年2.5％、平準化債は2.0％で設定（借換債） ・現状予定している起債台帳（令和9年度）により算定
		その他営業外費用
		・過去5か年平均値を横ばいで推計
		営業外費用
		特別損失
		・令和6年度予算を横ばいで推計
		収益的支出合計
収支	収益的収支差額	

③. 資本的収支

(単位：千円)

区 分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収支	1. 企業資本費平準化債 うち資本費平準化債	199,700	322,900	294,500	299,100	410,000	201,100	208,200	203,500	207,100	214,200	236,100	203,200
	2. 他会計出資金	165,500	27,000	116,000	81,600	40,100	15,600	15,000	14,000	16,000	16,000	14,000	14,000
	3. 他会計補助金			24,000	25,000	22,000	18,000	15,000					
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	31,100	23,500	41,700	52,400	31,600	48,300	69,300	100,000	44,000	41,000	55,000	39,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	3,589	4,500	4,900	3,500	5,200	4,400	6,500			7,100	5,900	8,300
	9. その他	399,889	377,900	365,100	380,000	468,800	271,800	299,000	317,500	267,100	278,300	311,000	264,500
(A)のうち翌年度へ繰り越す													
資本的支出	1. 建設改良費	399,889	377,900	365,100	380,000	468,800	271,800	299,000	317,500	267,100	278,300	311,000	264,500
	うち職員給与費	198,586	214,778	244,972	301,530	262,430	259,630	303,830	331,830	281,575	283,775	319,974	270,774
	うち管路建設費	17,680	20,100	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
	うち管路建設費	141,136	130,426	168,672	210,230	214,130	210,330	254,530	282,530	232,275	234,475	270,674	221,474
	うち遊園・水遊建設費	39,770	64,252	55,000	70,000	27,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
	2. 企業償還金	547,685	476,712	440,014	410,948	537,955	353,368	343,063	327,321	301,595	279,758	264,671	249,639
資本的収入	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	272											
	計	746,543	691,490	684,986	712,478	800,385	612,998	646,893	659,151	583,170	563,533	584,645	520,413
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	346,654	313,590	319,886	332,478	331,585	341,198	347,893	341,651	316,070	285,233	273,645	255,913
増減	1. 増益勘定留保資金	334,907	302,590	308,886	321,478	320,585	330,198	336,893	330,651	305,070	274,233	262,645	244,913
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	11,747	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
増減財源不足額(Ⅱ)-(Ⅰ)		346,654	313,590	319,886	332,478	331,585	341,198	347,893	341,651	316,070	285,233	273,645	255,913
他会計借入金減高(Ⅲ)													
企業償還残高(Ⅳ)		4,765,745	4,611,933	4,466,419	4,354,571	4,226,616	4,074,348	3,939,485	3,815,664	3,721,169	3,655,611	3,627,040	3,580,601

O他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	1. 収益的収支	341,000	374,303	415,331	442,352	447,394	473,536	484,809	494,760	495,728	505,796	516,968	529,104
	うち基準内繰入金	314,659	373,276	384,787	390,239	399,151	409,633	415,691	421,144	426,224	431,144	438,403	446,998
	うち基準外繰入金	26,341	1,027	30,544	52,113	48,243	63,903	69,118	73,616	69,504	74,652	78,565	82,106
資本的収支	2. 資本的収支	165,500	27,000	24,000	25,000	22,000	18,000	15,000	14,000	16,000	16,000	14,000	14,000
	うち基準内繰入金	39,598	26,817	23,404	24,814	21,694	17,300	14,928	13,508	15,710	15,383	13,876	13,222
	うち基準外繰入金	125,902	183	596	196	306	700	72	492	290	617	124	778
合計		506,500	401,303	439,331	467,352	469,394	491,536	499,809	508,760	511,728	521,796	530,968	543,104

④. 資本的収支の前提条件

項目			試算条件
資本的収支	収入	企業債	・公共下水道事業債：国庫補助事業費×45%、単独事業費×95%（10万円未満切り捨て）で試算 ・流域下水道事業債：流域建設負担金の99%（10万円未満切り捨て）で試算 ・資本費平準化債：年度ごとに発行可能額を算定（元金償還金総額－（減価償却費－長期前受金戻入）－借換債発行額）し、その発行可能額を全額発行した場合で算定（10万円未満切り捨て） ・借換債：令和9年度（164,000千円）で試算
		他会計出資金	・企業債償還予定を元に推計
		国庫補助金	・計画に基づき、建設改良費のうち国庫補助対象事業費（委託料、補償費、工事請負費）×50%で試算
		工事負担金	・受益者負担金として、前年度の建設改良費のうち工事請負費（管きょ・新設分）×按分率6%（受益者負担金÷前年度の建設改良費のうち工事請負費（管きょ・新設分）で算出した割合の過去5か年平均値）で試算
		その他	・原則として「0」を計上
		資本的収入合計	
	支出	建設改良費	（投資） ①既存施設の更新投資 ②新規投資 ⇒下水道ストックマネジメント計画及び国土交通省提出の社会資本整備事業（※）を基本とした計画等に基づき計上 （職員給与費） ・過去5か年平均値×職員数 （管路建設費） ・委託料、補償費、負担金、工事請負費は下水道ストックマネジメント計画及び国土交通省提出の社会資本整備事業を基本とした計画に基づき計上 ・事務費は過去5か年平均値を横ばいで推計 （流域下水道建設負担金） ・令和6年3月策定の「大阪府流域下水道事業経営戦略（中間見直し）」より推計（ただし、令和15年度以降は令和14年度の負担金額を横ばい）
		企業債償還金	（既存発行分） ・企業債償還金＝償還予定額により計上 （新規発行分） ・企業債償還金＝上記企業債を以下の想定で償還 ⇒元利均等返済、公共（管きょ）と流域は5年据置25年償還（30年）、公共（マンホールポンプ）は3年据置12年償還（15年）、平準化債は3年据置17年償還（20年）で推計 ⇒新発行債のうち公共と流域の発行利率は年2.5%、平準化債は2.0%で設定 （借換債） ・現状予定している起債台帳（令和9年度）により算定
		その他	・原則として「0」を計上
		資本的支出合計	
		収支 資本的収支差額	

6. 下水道事業の課題

6-1. 経費の削減

全国的な傾向と同様に本市においても、人口減少に伴う有収水量の減少が予測されます。有収水量は、令和5年度時点では約2,323千 m³ですが、将来見通しにおいては減少傾向で推移し、令和16年度には、1,953千 m³まで減少する見通しです。有収水量の減少に比例して下水道使用料が減少するため、収益に応じた費用とするためには、流域下水道維持管理負担金の負担割合の見直し（P25の2財政計画③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）などあらゆる経費の削減に努める必要があります。

6-2. 財源の確保

下水道事業では、汚水処理に係わる経費は使用料収入を充てることが基本とされています。しかし、令和5年度における本市の経費回収率は約88.3%であり、100%に達しておらず、汚水処理に係る経費を使用料収入で賄えていない原価割れの状態にあります。

今後、経営環境がより厳しくなることが想定されるため、下水道使用料の見直しなど財源の確保に向けた取組を行う必要があります。

6-3. 繰入金の削減

令和5年度における本市の使用料収入に対する一般会計繰入金比率は、約33.5%であり、使用料を上回る金額を一般会計から繰り入れている状況です。昨今の物価高騰もあり、毎年、繰入金の適正額を検討していく必要があります。

6-4. 人員及び技術力の確保

本市下水道事業では、下水道事業に従事する職員数は8名であり、人員の確保に加え、次世代へのノウハウの継承が課題として挙げられます。

企業会計に精通している職員や技術職員が限られている場合、経営面から見た技術的課題等が十分に認識されず、その解決策についても、単独で検討することが困難となる可能性があります。このため、行政の内外を問わず、技術と経営の両面に精通している人材を確保・育成する仕組みを構築していく必要があります。また、今後は維持管理の時代に移行していくことから、維持管理会社の委託範囲についても再検討していく必要があります。

7. 財政健全化に向けた取組

7-1. 今後の投資についての取組

1) 投資の内容

本市では、下水道事業による社会資本総合整備計画や令和2年5月に策定した下水道ストックマネジメント計画等の計画にもとづき、投資計画を作成します。

2) 広域化※・共同化※・最適化※に関する事項

大阪府が策定した広域化・共同化に関する計画に基づき、大阪府や近隣市町と連携し、下水道事業の広域化・共同化について検討を行います。

また、今後の人口減少を見据え、維持管理や更新費用の費用対効果等を勘案し、「公共下水道」と「浄化槽」の設定区域の見直しなど生活排水処理施設の最適化の検討を行います。

3) 投資の平準化に関する事項

管路施設については、下水道ストックマネジメント計画を定期的に見直し、点検・調査を行い、施設の延命化を図るとともに、常に現状に則した適切かつ計画的な維持管理を行うことで、将来の投資の削減を図ります。

4) 民間活力の活用に関する事項

施設の管理・更新一体マネジメント方式であるウォーターPPPについて、令和8年度に基礎調査を含む導入可否の検討を予定しています。

7-2. 今後の財源についての取組

1) 使用料収入の見直しに関する事項

現行使用料体系を維持した場合、使用料収入は水洗化人口の減少に伴い、減少傾向で推移する見通しとなっています。

応急的な措置として一般会計からの繰入金を増やすことにより内部留保資金がマイナスに転じない対策をすることとなりますが、今後も下水道事業の健全な経営を維持していくためには、適切な使用料の算定・検討を行うなど、使用料の改定に向けて動き出す必要があります。

特に今後、経費削減に向け、下水道事業の主要費用である流域下水道維持管理負担金の負担割合の見直しについて、関連市町と協議・検討を行います（P25の2財政計画③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）が、本協議・検討と並行して令和9年度を目途に下水道使用料の見直しが必要かどうかの検討を行います。

2) 一般会計からの繰入金に関する事項

令和5年度において、収益的収入の約6割を営業外収益※が占めている状況にあります。一般会計からの繰入金は使用料収入を上回っており、自立した下水道事業をめざす検討も必要です。しかし、一般会計からの繰入金も重要な収入であるため、急激な減額などは困難です。

また、昨今の物価高騰により維持修繕費も値上がりが見込まれるため、適切な繰入金を検討することとします。

3) 資産活用による収入増加の取組みに関する事項

本市下水道事業には活用可能な遊休資産がなく、該当する取組みはありません。

しかし、先進事例等を参考に、本市でも取り組み可能な施策等があれば、資産の有効活用等について検討します。

7-3. 投資以外の経費についての取組

1) 投資以外の経費に関しては、各項目の精査を行い経費の削減を図ります。

①. **民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）**

現在の委託は継続して実施していく予定ですが、業務運営をさらに効率良く行えるように、様々な委託方法及び委託の削減も視野に入れ検討していきます。

また、施設の管理・更新一体マネジメント方式であるウォーターPPPについて、令和8年度に基礎調査を含む導入可否の検討を予定しています。

②. **広域化・共同化に関する事項**

大阪府が策定した広域化・共同化に関する計画に基づき、大阪府や近隣市町と連携し、下水道事業の広域化・共同化について検討を行います。

また、地域インフラ群再生戦略マネジメントのモデル地域として泉州地域の関連市町と水質管理支援や管きよの点検調査などの維持管理業務や指定排水設備工事業者の新規・更新申請事務など共同発注等が可能な事務事業等について協議・検討し、事務の効率化及び執行体制の強化を図ります。

③. **DX※・GX※に関する事項**

下水道企業会計システムのクラウド化や下水道台帳の市ホームページ掲載の検討など、下水道事業においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務の効率化、経費削減、住民サービスの向上等の取り組みを進めていきます。

また、本市下水道事業は流域関連公共下水道のため、流域下水道におけるGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みについて、大阪府及び関連市町と協力して検討を進めます。

④. **不明水対策に関する事項**

本市では分流式下水道となっていますが、強度降雨時にマンホールや污水管の継ぎ目等から、多量の不明水（雨水）が污水管に混入することで水が溢れたり、宅内の排水が流れにくくなる事象が発生し、また処理費用が増加する原因となっています。このような状況に対処するため、大阪府及び関連市町と協力し、今後策定予定の「雨天時侵入水対策計画」に基づき、下水道管の調査及び点検を実施し、原因となっている箇所の補修を実施するなど処理費用の削減等を図ります。

⑤. **水洗化率向上に関する事項**

水洗化率の減少が進んでおり、今後も公共下水道整備済区域内における未接続家屋を対象に未水洗化アンケート調査の戸別訪問など水洗化促進を実施していきます。

⑥. **職員給与費に関する事項**

計画期間中は、現状の8名にて運営した場合の試算をしています。今後も、業務の効率化等により人件費の増加を防ぐ方向です。

⑦. 流域下水道維持管理負担金に関する事項

流域下水道における維持管理においても、エネルギー価格の高騰により動力費や燃料費、薬品費等が増加傾向にあり、今後もその水準が続くと見込んでいます。

また、平成30年度に大阪府が運営する流域下水道が地方公営企業法を適用したことにより、利用者（市町村）負担の考え方にに基づき、新たに減価償却費の負担が発生することとなりました。大阪府及び構成団体による協議の結果、令和7年度から5年間かけて負担額が段階的に引き上げられることとなり、令和11年度には新たに約1,400万円（税込）の負担が増加することを見込んでいます。

しかし、その一方で、流域下水道事業維持管理負担金の負担割合において、現在の負担割合（計画水量割）の値と、実際の負担割合（有収水量割）での値で乖離が生じていることから、流域下水道維持管理負担金の負担割合について、今後、実績値となる有収水量割へ変更することが可能か関連市町と協議を行います。（P25の2財政計画③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）

⑧. 修繕費に関する事項

更新時期を迎え修繕費の増額が見込まれます。そのため、令和2年度に策定した下水道ストックマネジメント計画を基に機器類などは適正な時期に更新し、最小限の経費にて実施をします。

⑨. 委託費に関する事項

現在の委託は継続して実施していく予定ですが、業務運営をさらに効率良く行えるように、様々な委託方法及び委託の削減も視野に入れ検討していきます。

7-4. 下水道使用料の原価計算表

原価計算表は、現行の下水道使用料で、令和7年度から令和11年度までの5年間の算定期間の平均値を記載しています。

原価計算表									
				供用開始年月日		平成 5 年 7 月 1 日			
				処理区域内人口		27,847人			
				計算期間		自令和7年4月至令和12年3月 (5年間)			
収 入 の 部									
項 目		金 額							
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)				
使 用 料 (X)		千円 340,973	千円 313,842	千円	千円 313,842				
雨 水 処 理 負 担 金		51,452	49,000						
受 託 工 事 収 益					0				
そ の 他		625,973	735,961		735,961				
合 計		1,018,398	1,098,803	0	1,049,803				
支 出 の 部									
項 目		金 額							
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)				
管渠費	人件費	給 料	千円 6,247	千円 8,964	千円 3,384	千円 5,580			
		諸 手 当	4,683	6,084	2,067	4,017			
	福 利 費	1,839	2,691	1,045	1,646				
	修 繕 費	3,409	5,182	100	5,082				
	材 料 費	24	30		30				
	路 面 復 旧 費				0				
	委 託 料	5,061	6,807	1,700	5,107				
	そ の 他	2,151	2,617		2,617				
小 計		23,414	32,375	8,296	24,079				
ポンプ場費	人件費	給 料				0			
		諸 手 当				0			
	福 利 費				0				
	動 力 費				0				
	修 繕 費				0				
	材 料 費				0				
	薬 品 費				0				
	委 託 料				0				
そ の 他		4,500	4,500	0					
小 計		0	4,500	4,500	0				
一般管理費	人件費	給 料	10,454	13,643	1,302	12,341			
		諸 手 当	7,205	9,041	841	8,200			
	福 利 費	3,438	4,577	410	4,167				
	流域下水道管理運営費負担金	216,614	275,186	13,357	261,829				
	委 託 料	22,367	35,845		35,845				
	そ の 他	9,352	11,824	250	11,574				
小 計		269,430	350,116	16,160	333,956				
資本費	支 払 利 息		55,791	55,791	0				
	減 価 償 却 費	93,314	655,111	637,142	17,969				
	企 業 債 取 扱 諸 費				0				
小 計		93,314	710,902	692,933	17,969				
合 計 (Y)		386,158	1,097,893	721,889	376,004				
資 産 維 持 費 (Z)									
使用料対象経費 (Y) + (Z)					376,004				
(X)/(Y) + (Z) * 100 =					0.83				

＜使用料水準について説明＞

最近1箇年間の実績欄には令和5年度の金額、投資・財政計上額（A）欄及び公費負担分（B）には計算期間（令和7年度～令和11年度）における平均値を記載しています。

下水道事業における費用負担の基本的な考え方として、豪雨等による浸水対策である雨水に係る経費は公費、トイレや生活排水等を処理する污水に係る経費は、下水道使用料である私費が原則です。下水道使用料は令和元年10月から使用料の改定を実施していますが、污水处理費用については可能な限り使用料収入により回収（適正化）していく必要があります。

本経営戦略にて採用した投資・財政計画では令和7年度から令和11年度の平均の経費回収率は83%となり、経営目標である80%を上回っているものの、下水道使用料収入では賄えていない状況です。

前述の③流域下水道維持管理負担金の見直しの協議（P25の2財政計画③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）の結果によっては、現状の使用料水準では将来に亘って安定したサービスを提供することが困難となる見込みとなっています。そのため、令和9年度及び令和14年度に下水道使用料の見直しの検討を行いたいと考えております。

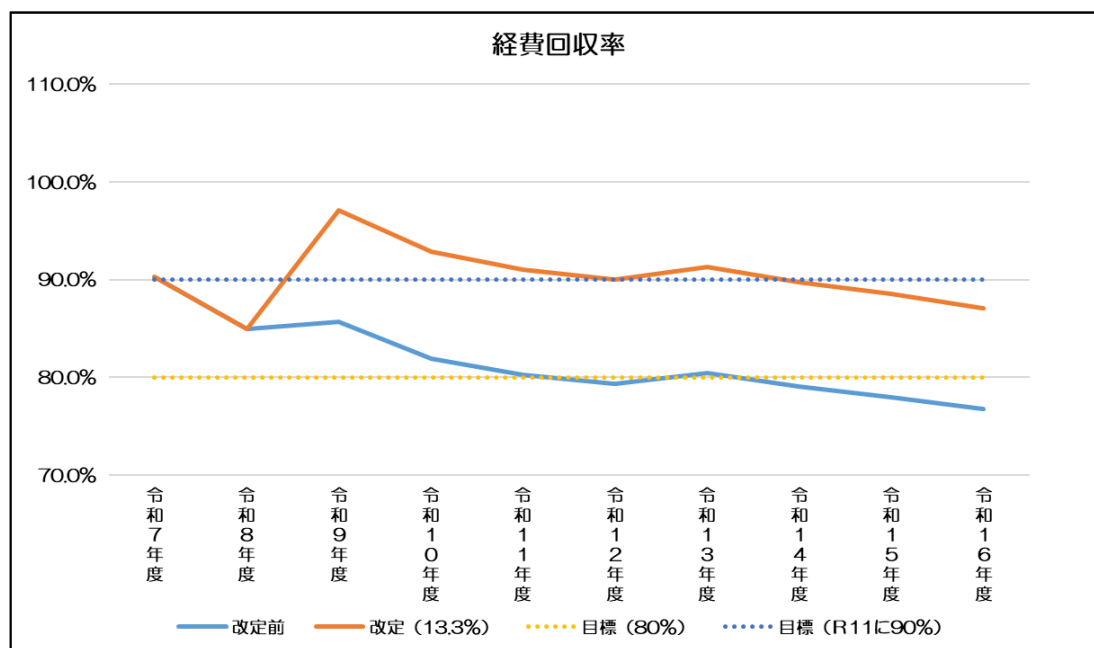
7-5. 下水道使用料の見直し（試算）

今後、関連市町と流域下水道維持管理負担金の見直しの協議を予定しておりますが、仮にできなかった場合、収支均衡を保つために一般会計からの基準外繰入金が増加する見込みで市の他の事業を圧迫することとなります。独立採算による健全な事業運営を持続させるためには、受益者負担の原則により、下水道使用料の見直しを行う必要性が生じてきます。

仮に、流域下水道維持管理負担金の見直しができなかった場合、人口減少等による有収水量の減少などにより経費回収率は令和9年度をピークに減少傾向となり、令和15年度には経営目標である80%を下回る見込みとなっております。

そこで、経営目標である経費回収率80%を維持し、かつ中期目標である令和11年度に経費回収率90%、令和16年度に経費回収率95%（P23の5投資・財政計画と今後の方向性、2）財政計画参照）を達成するためには、下水道使用料をどの程度増額改定しなければならないか試算をします。

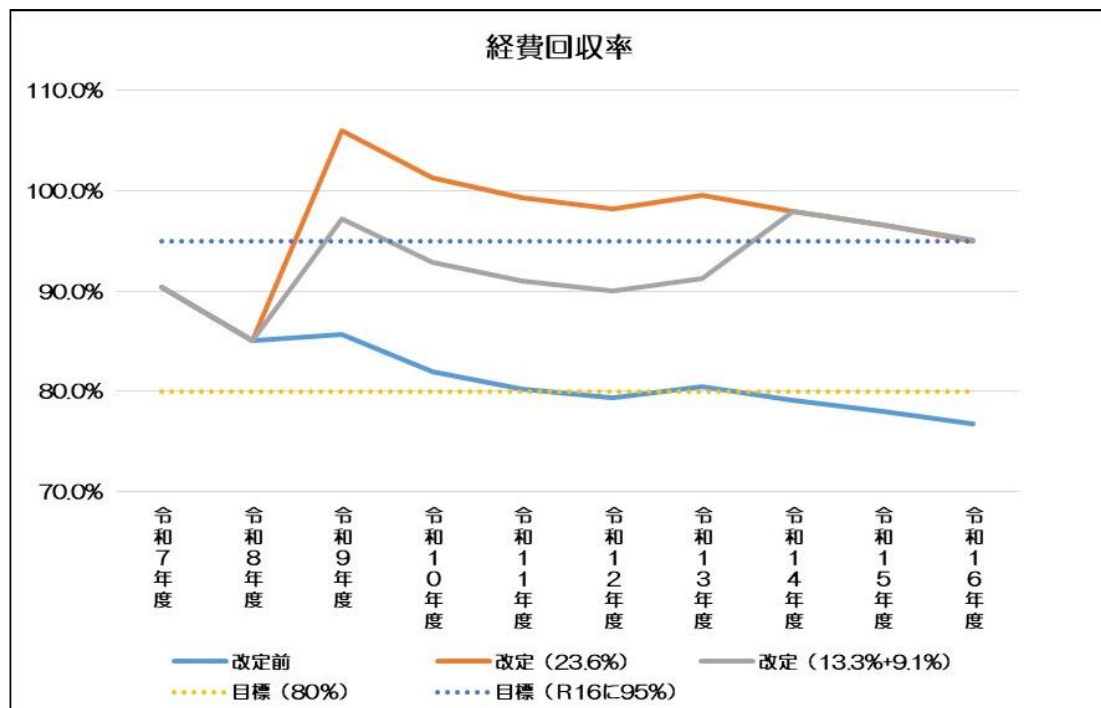
① 令和11年度に経費回収率90%とする場合



令和11年度に経費回収率90%を満たすためには、令和9年度に使用料を13.3%増額改定する必要があり、本改定により使用料収入が改定前と比べて令和9年度以降、平均で年間約4,100万円増額し、令和11年度の経費回収率は91.0%となることが見込まれます。

しかし、人口減少等により経費回収率の右肩下がり傾向は改善されず、令和16年度では87.1%となり中期目標である経費回収率95%を達成できない状況となります。

② 令和11年度に経費回収率90%、令和16年度に経費回収率95%とする場合



令和11年度に経費回収率90%、令和16年度に95%を満たすためには、令和9年度に使用料を23.6%増額改定するパターンと、令和9年度に13.3%増額改定し、令和14年度にも9.1%増額改定するパターンの2つの料金改定のパターンが考えられます。

令和9年度に23.6%増額改定するパターンでは、下水道使用料が改定前と比べて令和9年度以降、平均で年間約7,100万円増額する見込みです。令和9年度では105.9%と初めて経費回収率が100%を超えるものの、その後減少し、令和11年度では99.3%、令和16年度では95.0%となる見込みとなっています。

令和9年度に13.3%増額改定し、令和14年度にも9.1%増額改定するパターンでは、前述①のとおり令和9年度の改定で令和9年度以降、平均で年間約4,100万円の増額、令和14年度の改定で令和14年度以降、平均で年間約3,000万円増額となり、令和16年度の経費回収率は95.1%となる見込みです。

今回の下水道使用料の見直しは、あくまでも経費回収率の改善を主体に試算したものであり、実際に本内容で下水道使用料の見直しを行うといったものではありません。

しかし、今後、人口減少や高齢化の進行、節水機器の普及などによる下水道使用料収入の減少に加えて、施設・設備の老朽化に伴う改築・更新事業への投資の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境がますます厳しくなることは明白です。

収支均衡した健全な下水道事業経営を実現するためには、本経営戦略で示した取組みを行い、経費節減に努め、財源確保に向けた使用料水準及び使用料体系の検証を含む下水道使用料の見直しなど様々な施策を推し進め、経営状況の改善を図る必要があります。

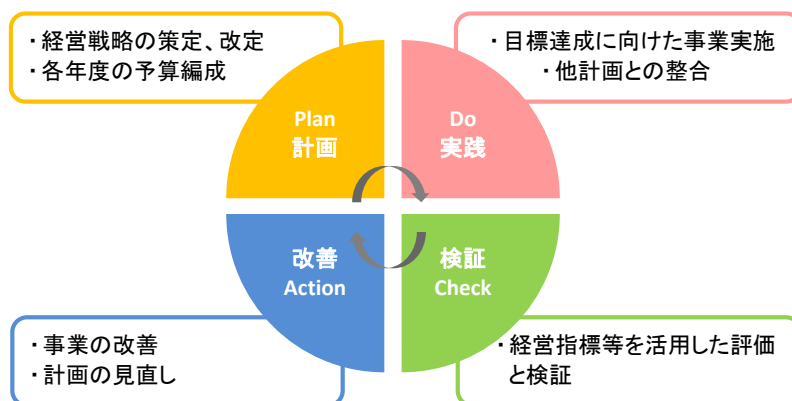
8. 計画の事後検証

8-1. 経営戦略の事後検証

経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間とし、中長期的な視点での経営基盤の強化等に取り組みます。今回の見直しでは令和6年度からの推計を行っております。この経営戦略を推進するため、また経営環境の変化に柔軟に対応するために、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度の頻度で点検及び見直し（ローリング）を行います。

なお、経営戦略の推進のため、毎年度目標の達成状況を把握検証することで進捗管理を行います。また、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）（PDCAサイクル）」を導入します。具体的には、計画を実施し、目標の達成状況の確認等を行い、必要に応じて審議会等による外部有識者の審議を受けながら経営戦略の見直しについて検討します。その後、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民及び利用者へ公表します。

【図】 経営戦略のPDCAサイクル



8-2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

下水道事業における収支構造適正化に向けた推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のよう示します。

本計画は前計画の見直しのため令和11年度までの5年間の計画期間ですが、その後の定期的な経営戦略改定の視野も入れ10年間のロードマップとします。また、社会情勢の変化が激しい昨今では、本町の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。そこで、変化する社会情勢を踏まえつつ、掲げた取り組みを着実に遂行するため、5年度ごとに本計画の精査検証を行うとともに、下水道使用料のあり方を検討します。

令和元年度の使用料改定により、大阪府内の市町村で20㎡あたりの使用料を比較すると、本市は府内で2番目に使用料の高い自治体となっています。

また、経費削減策として、今後、下水道事業の主要費用である流域下水道維持管理負担金について、関連市町と負担割合の見直しの協議・検討を行います（P25の2財政計画③流域下水道維持管理負担金の見直し参照）。この協議・検討と並行して令和9年度を目途に下水道使用料の見直しが必要かどうかの検討を行う予定です。

年度	内容
令和 6 年度	経営戦略の改定、使用料の検証
令和 7 年度	関連市町との流域下水道維持管理負担金の負担割合見直しの協議・検討 課内検証（モニタリング）
令和 8 年度	関連市町との流域下水道維持管理負担金の負担割合見直しの協議・検討 下水道使用料の見直しの有無の検討（審議会の検討）
令和 9 年度	下水道使用料の見直しの有無の検討
令和 10 年度	課内検証（モニタリング）、決算値の検証
令和 11 年度	経営戦略の改定、使用料の検証
令和 12 年度	課内検証（モニタリング）
令和 13 年度	審議会の検討
令和 14 年度	下水道使用料の見直し
令和 15 年度	決算値の検証
令和 16 年度	経営戦略の改定、使用料の検証

計画年次	ロードマップ					
		①	②	③	④	⑤
項目	令和6年度 予測	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画
経営戦略	経営戦略改定					経営戦略改定
接続率・設置率の向上						
接続率向上に向けた・広報啓発活動						
経費回収率の向上						
収益：使用料の改定			下水道使用料の見直しの有無の検討	下水道使用料の見直し	課内検証・決算値の検証	使用料の検証
費用：流域下水道の負担金見直し 効率的なコスト管理		流域負担金の協議・検討	流域負担金の協議・検討			

計画年次	ロードマップ				
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
項目	令和12年度 計画	令和13年度 計画	令和14年度 計画	令和15年度 予測	令和16年度 予測
経営戦略					経営戦略改定
接続率・設置率の向上					
接続率向上に向けた・広報啓発活動					
経費回収率の向上					
収益：使用料の改定	課内検証	審議会の検討	下水道使用料の見直し	決算値の検証	下水道使用料の検証
費用：流域下水道の負担金見直し 効率的なコスト管理					

用語集

行	用語	意味
あ行	いっぱんかいけい 一般会計	市の行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。
	えいぎょうがいしゆえき 営業外収益	一般会計からの補助金や、長期前受金戻入など主たる下水道事業により発生する収入（使用料収入）以外の収益のこと。
か行	かんぎょうかいけい 官庁会計	国及び地方公共団体で行われている会計をいい、公会計（こうかいけい）ともいう。一般会計と特別会計に分けられており、下水道事業は特別会計に当たる。会計において現金の支出と収入があった時点で金額を計上する『現金主義会計』を採用しており、収支のみを帳簿に付ける『単式簿記』の手法を用いる会計方法。
	ちほうぎふさい 企業債	地方公共団体が地方公営企業の建設・改良などに要する資金を外部から調達するために行う借金であり、その借入期間が一般会計年度を超えて行われるものを指す。
	きじゆんないくりいれまんときじゆんがいくりいれまん 基準内繰入金と基準外繰入金	毎年4月に総務省から出される「地方公営企業繰出金」通知により、一般会計（公費）が負担すべき経費の算定基準が示され、その基準による繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の政策的経費による繰入金を「基準外繰入金」としている。
	ぢゅうみんきほんたいけいにかきざいさるていこうおよびがいこくにんとうろくほふによりとうろくさるていこうのこ 住民基本台帳に記載されている人口および外国人登録法により登録されている人口のこ と。	
	くりいれまん 繰入金	異なる会計区分の間において、相互に資金運用すること。不足が生じた事業に別の会計から資金を取りくずして繰り入れることなどをいう。
	GX（グリーントランス フォーメーション）	温室効果ガスを発生させる化石燃料からクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとするカーボンニュートラルと経済成長の両立を目指す取り組みのこと。
	けいさいていけいぎやうけい 経営戦略	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画のこと。
	げすいどう 下水道ストックマネジメント 計画	下水道事業を安定して続けていくことを目標に、膨大な下水道関連施設（下水処理場や下水道管）の状態を把握し、評価を行い、将来の施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に下水道関連施設の管理を行うための計画のこと。
	げんかしてしやうきふ 減価償却費	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用に割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。
	げんか 原価割れ	一般的に、売り値が原価を下回ることをさす。下水道事業においては、売り値に当たる使用料単価が、原価に当たる汚水処理原価を下回っている状態のことを指す。
	こういさか 広域化	一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
	こうえいぎやうけい 公営企業会計	地方公営企業が行う会計方法。経済活動の発生という事実に基づき、発生の都度記帳を行う『発生主義会計』を採用しており、取引を原因と結果に分けて記録する『複式簿記』の手法を用いる会計方法。
	こうきょうげすいどうしぎやう 公共下水道事業	市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道事業。
	こうきょうきょうずい 公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。
	こくたうほじゆきん 国庫補助金	下水道法第34条にて、『国は、下水道・流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。』との示されている。公共下水道事業においては、原則として、管きょ・処理場用地等は事業費の50%を国庫補助金で負担することが可能である。
	きょうどう 共同化	複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

行	用語	意味
さ行	さいてきか 最適化	①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的、社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。
	しほんひへいじやんか 資本費平準化債	企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債のこと。
	しほんできしやうし 資本的収支	効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入のこと。下水道事業においては、将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金等の投資的な支出及びその財源となる収入のこと。
	しゅりくいきないじんこう 処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口のこと。下水道事業において事業規模を示す指標である。
	しやうとくできしやうし 収益的収支	公営企業の一事業年度の経営活動に伴い発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出のこと。下水道事業においては、下水道施設にて汚水の処理に伴う収入・支出のことを指す。収入は、汚水処理の対価である使用料収入などが含まれ、支出は、施設の維持管理費や職員の人件費、減価償却費などが含まれる。
	すいせんか 水洗化	宅地内の排水管（排水設備）を公共下水道等へ接続すること。
	すいせんかじんこう 水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口を示す指標。
	すいせんかりつ 水洗化率	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理を行っている人口の割合を示す指標。
た行	たいようなんすう 耐用年数	建物、構築物、機械及び装置等が本来の用途に使用できるとされる推定年数のこと。なお、耐用年には、減価償却費を算出するための「法定耐用年数」や、国が設定した「標準耐用年数」、建築物全体が竣工時点から、大規模な改造、改築または除却が必要になる状態になると予測されるまでの年数を示す「目標耐用年数」などがある。
	ちようきぜんしんきりゅう 長期前受金戻入	減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。
	ちやうていすいりやう 調定水量	事業体が使用料等を徴収する場合に、徴収する金額を決定する行為を調定といい、使用料の決定に用いた水量を調定水量という。
	DX（デジタルトランスフォーメーション）	データとデジタル技術の活用基盤を構築し、さらにこれを徹底活用することで、業務そのものや、組織、プロセスを変革し、下水道の持続と進化を実現させること。
や行	やうしやうすいりやう 有収水量	処理場で処理した全汚水のうち、使用料の徴収対象となる水量のこと。
ら行	りやういきがすいどう 流域下水道	2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、処理場を有しており、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道のこと。